

盛岡市水道ビジョン 2045

盛岡市水道事業基本計画 2025

【令和7～16 年度】

盛岡市水道事業経営戦略 2025

【令和7～26 年度】

令和7年3月策定

盛岡市上下水道局



目次

1 策定の趣旨と位置付け	1
1-1 策定の趣旨	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 計画期間	2
2 水道事業の概要	3
2-1 本市水道事業のあゆみ	3
3 現状と課題	4
3-1 水需要	4
3-1-1 給水人口と有収水量	4
3-1-2 水需要の見通し	4
3-2 水質管理	5
3-2-1 原水の状況	5
3-2-2 水源保護の取組	5
3-2-3 水質管理体制	6
3-2-4 貯水槽水道の水質管理	6
3-3 災害対策	7
3-3-1 減水・断水の防止	7
3-3-2 応急給水対策	7
3-3-3 危機管理対策	7
3-4 水道施設	8
3-4-1 浄水場など基幹施設の状況	8
3-4-2 管路の状況	8
3-4-3 配水管未整備地域の状況	9
3-5 環境対策	10
3-5-1 環境負荷の低減	10

3-6 お客さまサービス	10
3-6-1 水道相談等への対応	10
3-6-2 窓口業務	10
3-6-3 広聴広報	11
3-6-4 地域社会との協調	11
3-7 事業経営	12
3-7-1 財政状況	12
3-7-2 料金制度	13
3-7-3 人材育成と技術の継承	14
4 前計画の振り返り	15
5 計画の進行管理	15
6 基本理念	16
盛岡市水道事業基本計画 2025	
1 施策の体系	17
施策方針① 安全で良質な水道水の供給	18
具体目標1 水道水源の保全	18
具体目標2 水質管理体制の強化	19
具体目標3 安全な水道の普及促進	20
施策方針② 災害対策の充実	22
具体目標4 施設の耐震化	22
具体目標5 バックアップ機能の強化	23
具体目標6 災害対応の充実	24
施策方針③ 計画的な施設の更新・改良	26
具体目標7 取水・浄水・配水施設の更新・改良	26
具体目標8 管路の更新・整備	27
具体目標9 適正な維持管理	28
具体目標10 環境負荷の低減	30
施策方針④ お客さまサービスの向上	31

具体目標 11 お客さまの利便性・満足度向上	31
具体目標 12 広聴広報の充実.....	32
施策方針⑤ 健全経営の推進	34
具体目標 13 経費の削減・効率化の推進	34
具体目標 14 収入の確保・財政基盤の強化	35
具体目標 15 人材育成・技術継承の推進	36
具体目標 16 経営課題解決に向けた新たな手法の導入.....	37
2 成果指標	38
2-1 基本事項	38
2-2 施策別指標.....	38
施策の方向性① 安全で良質な水道水の供給	38
施策の方向性② 災害対策の充実	39
施策の方向性③ 計画的な施設の更新・改良.....	40
施策の方向性④ お客さまサービスの向上	40
施策の方向性⑤ 健全経営の推進	41
盛岡市水道事業経営戦略 2025	
1 経営の基本方針	42
2 計画期間	43
3 事業概要	43
3-1 事業の現況(令和6年(2024 年)3月 31 日時点)	43
3-1-1 給水	43
3-1-2 施設.....	43
3-1-3 料金.....	43
3-1-4 組織(令和6年(2024 年)4月1日時点).....	44
3-2 これまでの主な経営健全化の取組	45
3-2-1 建設投資の適正な執行.....	45
3-2-2 人件費の抑制	45
3-2-3 起債残高の減額	45

3-2-4 広域連携の検討	45
3-2-5 施設・設備の廃止・統合	45
3-2-6 アセットマネジメント	46
3-3 経営比較分析表等を活用した現状分析.....	46
3-3-1 経常収支比率(%)	47
3-3-2 料金回収率(%)	47
3-3-3 有形固定資産減価償却率(%).....	48
3-3-4 管路経年化率(%)	48
3-3-5 管路更新率(%)	49
4 将来の事業環境	50
4-1 給水人口の予測.....	50
4-2 水需要の予測.....	50
4-3 料金収入の見通し.....	51
4-4 組織の見通し	51
5 投資・財政計画(収支計画)	52
5-1 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たって	52
5-1-1 収支計画のうち投資について	52
5-1-2 収支計画のうち財源について.....	53
5-1-3 収支計画のうち投資以外の経費について.....	53
5-2 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	54
5-2-1 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等.....	54
5-2-2 財源についての検討状況等	55
財政計画	56

1 策定の趣旨と位置付け

1-1 策定の趣旨

本市の水道事業は、平成27年(2015年)3月に計画期間を10年間とした「第三次盛岡市水道事業基本計画～もりおか水道ビジョン～」(以下「第三次基本計画」という。)を策定し、「安全でおいしい水を、安定的に供給する強靱な水道システムを築き、将来にわたってお客さまから信頼される水道」を基本理念として、効果的かつ効率的な事業運営を推進してきました。

しかし、人口減少や節水機器の普及等に伴う水需要の減少、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く状況は厳しさを増しています。また、地震等の自然災害への危機管理対策の強化、職員の技術継承等、様々な課題に直面しています。

このような課題へ積極的に取り組むほか、安全でおいしい水の安定供給の継続、強靱な水道施設の構築、将来にわたって持続可能な水道システムの構築等、計画的な事業推進を図るため、本市水道事業の基本理念と新たな将来目標を示した「盛岡市水道ビジョン2045」を策定するものです。

なお、本市の水道施設は、地域内の健全な水循環の維持に貢献する重要な水インフラであることから、本ビジョンに基づいて水道施設を戦略的に維持管理・更新することは、国が令和6年度(2024年度)に策定した水循環基本計画の推進にも資するものです。

水循環基本計画

水循環基本法第13条に基づき、水循環施策の総合的・計画的な推進を図るため、平成27年(2015年)7月に閣議決定された国の計画。令和6年能登半島地震で上下水道等のインフラが被災し、生活用水の確保が課題とされたことから、令和6年(2024年)8月に改定された。重点的に取り組む事項として、水循環を構成する水インフラの耐震化やDX¹導入等による事業の効率化などに重点的に取り組むことが盛り込まれている。

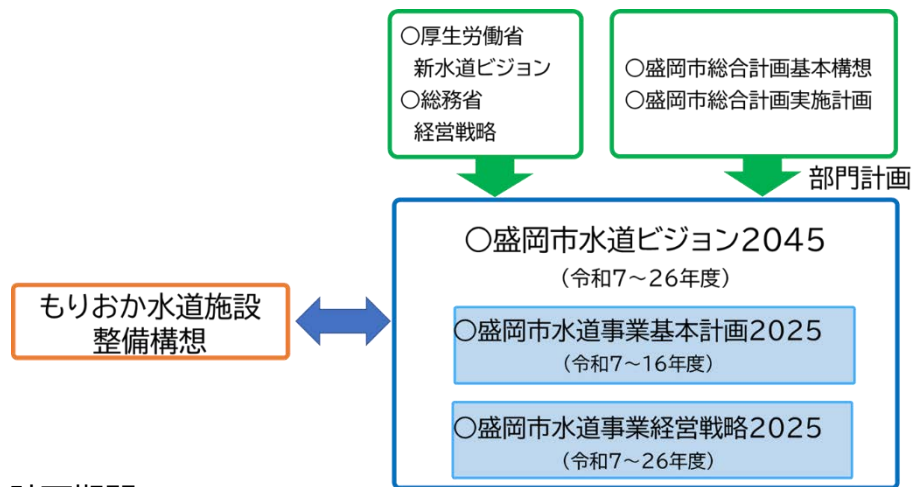
¹ デジタルテクノロジーを使用して、ビジネスプロセス・文化・顧客体験を新たに創造(あるいは既存のそれを改良)して、変わり続けるビジネスや市場の要求を満たすプロセスのこと。

1-2 計画の位置付け

盛岡市水道ビジョン2045(以下「本ビジョン」という。)は、まちづくりの基本となる指針を定めた「盛岡市総合計画」の部門計画であり、整合を図るとともに、厚生労働省「新水道ビジョン²」を踏まえた、本市水道事業の将来像を示す、盛岡市の「水道事業ビジョン³」及び総務省が策定を要請している「経営戦略」として位置付けます。

本ビジョンは、目指すべき将来像を示した「ビジョン(基本理念)」、その将来像を具現化するための具体的な施策と実現方策を示した「盛岡市水道事業基本計画」、中長期で定める経営の基本計画である「盛岡市水道事業経営戦略」で構成しています。

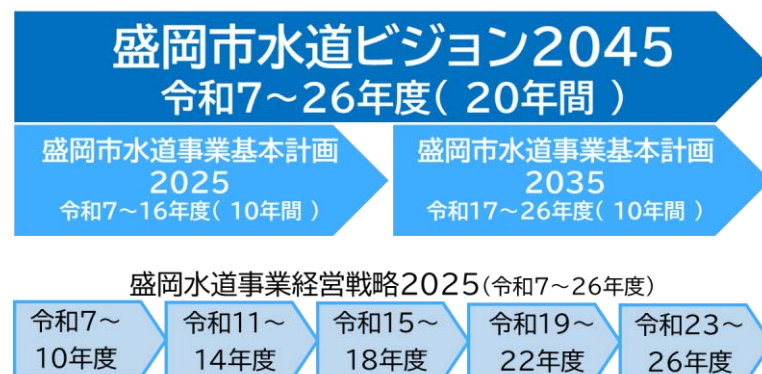
なお、本ビジョンは、第三次基本計画を引き継ぎつつ、本市水道施設の整備に関する基本的方針を定めた「もりおか水道施設整備構想」を踏まえて策定したものです。



1-3 計画期間

本ビジョン全体の計画期間は令和7年度(2025年度)から26年度(2044年度)までの20年間とし、盛岡市水道事業基本計画は、盛岡市総合計画に併せて10年ごとに見直しを行います。また、盛岡市水道事業経営戦略は、4年ごとに見直しを行うとともに、併せて現行料金等の妥当性の検討を行います。

なお、上記に関わらず、社会環境の急速な変化や各施策の達成状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



² 厚生労働省が、50年後・100年後の水道の理想像を示したビジョン。その理想像を具現化するため、「水道水の安全の確保(安全)」「確実な給水の確保(強靱)」「供給体制の持続性の確保(持続)」の3つの観点から、関係者が取り組むべき事項や方策等を盛り込んでいる。

³ 水道事業者が、自らの事業環境を総合的に分析した上で、立案した経営戦略を着実に実行していくために策定するビジョン。厚生労働省が各水道事業体に策定を推奨している。

2 水道事業の概要

2-1 本市水道事業のあゆみ

本市の水道事業は、昭和9年(1934年)12月1日に各戸給水を開始し、その後、7次にわたる拡張事業を行い、市勢の進展に伴う水需要の増加に対応してきました。令和5年度(2023年度)末時点の水道普及率は 98.3%に達し、毎日の暮らしに欠くことのできないライフラインとして重要な役割を担っています。

年	主なできごと
1932 (昭和7)	水道布設認可を受ける(米内浄水場・新庄配水場建設)。 水道課を新設する。
1933 (昭和8)	盛岡市水道給水条例(第1号)を公布する。
1934 (昭和9)	着工から2年2か月で工事が完成し、米内浄水場で通水式を行う(12月1日給水開始)。
1950 (昭和25)	第1次拡張事業認可を受ける(中津川揚水場建設)。
1952 (昭和27)	水道課を水道事業所に改める。
1953 (昭和28)	第2次拡張事業認可を受ける(青山揚水場建設)。
1955 (昭和30)	繋簡易水道が盛岡市に移管される。 第3次拡張事業認可を受ける(北厨川揚水場建設)。
1957 (昭和32)	第4次拡張事業第一期認可を受ける(中屋敷浄水場・高松配水場建設)。
1958 (昭和33)	機構改革で水道事業所を水道部と改める。
1958 (昭和34)	中屋敷浄水場が完成する。
1959 (昭和35)	現行の盛岡市水道事業給水条例を制定する。
1963 (昭和38)	第4次拡張事業第二期工事認可を受ける(中屋敷浄水場施設拡充)。
1966 (昭和41)	第5次拡張事業認可を受ける(米内浄水場施設・新庄配水場拡充)。
1970 (昭和45)	第5次拡張事業変更認可を受ける(中屋敷浄水場施設拡充)。
1972 (昭和47)	第6次拡張事業認可を受ける(沢田浄水場建設)。
1975 (昭和50)	水道事業経営審議会を市長の諮問機関として設置する。 沢田浄水場が完成する。
1988 (昭和63)	第7次拡張事業認可を受ける(新庄浄水場、水質検査センター建設)。
1990 (平成2)	繋簡易水道を上水道に統合する。
1992 (平成4)	都南村と合併する。
1993 (平成5)	第7次拡張事業変更認可を受ける(都南村合併に伴う緊急整備)。
1995 (平成7)	「盛岡市水道事業基本計画(計画期間:平成7～16年度)」を策定する。 新庄浄水場が完成する。
1996 (平成8)	水質検査センター(現水質管理センター)が完成する。 飯岡・中羽場簡易水道を上水道に統合する。
1997 (平成9)	「盛岡市水道水源水質保全基本計画」を策定する。
2002 (平成14)	盛岡市水道水源保護審議会を市長の諮問機関として設置する。 盛岡市水道水源保護条例を施行する。
2005 (平成17)	「新盛岡市水道事業基本計画(計画期間:平成17～26年度)」を策定する。
2006 (平成18)	玉山村と合併する。
2010 (平成22)	下水道部との組織統合により水道部から「上下水道局」となる。
2011 (平成23)	第7次拡張変更その2事業認可を受ける(玉山区水道事業と前田簡易水道を統合)。
2012 (平成24)	水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を受ける。
2014 (平成26)	「第三次盛岡市水道事業基本計画～もりおか水道ビジョン～(計画期間:平成27～36年度)」を策定する。
2016 (平成28)	「第三次盛岡市水道事業基本計画(資料編)個別施設計画」を策定する。
2017 (平成29)	水道料金改定
2023 (令和5)	中屋敷浄水場の浄水処理を停止
2024 (令和6)	盛岡市水道90周年記念事業「もりおか水道フォーラム」を開催する。

3 現状と課題

3-1 水需要

3-1-1 給水人口と有収水量⁴

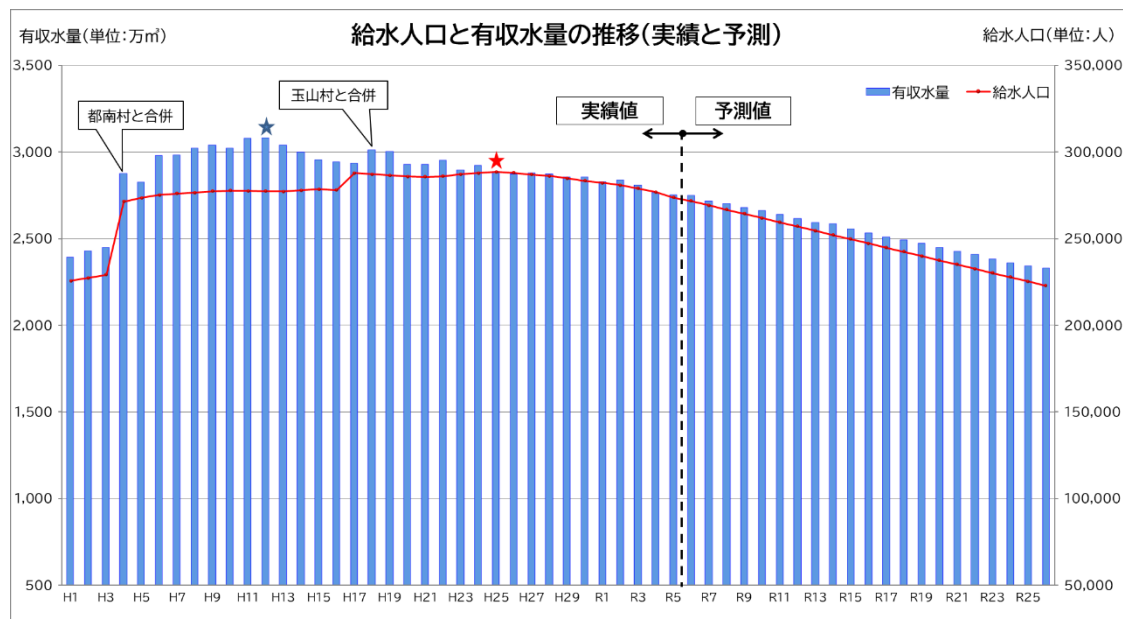
給水人口は、都南村・玉山村との合併時にそれぞれ増加したものの、平成25年度(2013年度)からは減少傾向が続いており、令和5年度(2023年度)末時点で273,733人となっています。

有収水量は、平成12年度(2000年度)をピークに減少傾向が続いています。ピーク時(3,083万 m^3 /年)と令和5年度(2023年度)(2,753万 m^3 /年)を比較すると、有収水量は10.7%減少しています。このような傾向が見られる背景としては、人口減少のほか、節水意識の向上や節水機器の普及により、水道使用量が減少していることが考えられます。

3-1-2 水需要の見通し

盛岡市総合計画の人口予測結果を参考に給水人口を予測すると、令和26年度(2044年度)に約222,900人にまで減少する見込みです。これを基に有収水量を予測すると、令和26年度(2044年度)には、年間2,329万 m^3 まで減少すると見込まれます。

水需要の減少は、給水収益の減少につながり、水道事業の経営に大きく影響します。また、長期的には配水能力が過剰となり、施設利用率⁵の低下が懸念されます。



【水需要における課題】

- 水需要が減少していく中での安定した料金収入の確保
- 水需要の減少に対応した施設規模の適正化

⁴ 各浄水場から配水された水量のうち、料金収入の基礎となった水量、給水工事等に使用された水量及び消防用に使用された水量の合計のこと。

⁵ 水道施設の効率性を示す指標のこと。一日平均配水量を配水能力で除して算出する。

3-2 水質管理

3-2-1 原水の状況

本市の主要水源である米内川、築川、中津川は、盛岡・都南地域の水道水源として十分な水量と水質が保たれています。玉山地域では、生出浄水場が湧水、刈屋浄水場が地下水、前田浄水場が沢水をそれぞれ水源とし、いずれも十分な水量、水質が保たれています。

しかし、近年は、本市においても平成25年度(2013年度)及び令和6年度(2024年度)に集中豪雨による災害が発生するなど、大きな被害をもたらすような極端な気象現象の発生が見られるほか、地球温暖化に伴う水温上昇によるダム湖の富栄養化や工場排水などによる有機フッ素化合物(PFAS)等の化学物質によるリスクが懸念されます。こうした事象が原因となり、水源が汚染され、突発的水質異常を引き起こし、水質事故へつながります。特に地下水の場合、水源が一度汚染されると回復するために多くの時間を要することから、水源保護の取組が重要です。

3-2-2 水源保護の取組

本市では、水道水源の保護を目的として中津川上流域の森林を取得し、水源涵養林⁶として維持管理しています。令和6年度(2024年度)末までの取得面積は、寄附も含めて265.46haとなっています。

なお、平成29年度(2017年度)に実施した機能評価では、中津川水系においては涵養機能の向上が確認され、米内川水系、築川水系についても森林の状況に大きな変化はなく、良好な涵養機能が期待できるとの結果を得ています。

しかし、近年、気象災害が激甚化、頻発化しており、水源への影響が懸念されることから、定期的に山林の状態を把握し、水道水源区域内の森林の保全に努めることが重要です。そのためには、森林保全の啓発や災害発生の危険性がある森林を取得して管理するなどの施策の検討が必要です。



水源涵養林位置図

⁶ 主に河川や取水施設の上流に位置し、雨水や雪などの降水を土壤に浸透・保水させ、時間をかけて河川へ水を供給する機能が重要とされる森林のこと。

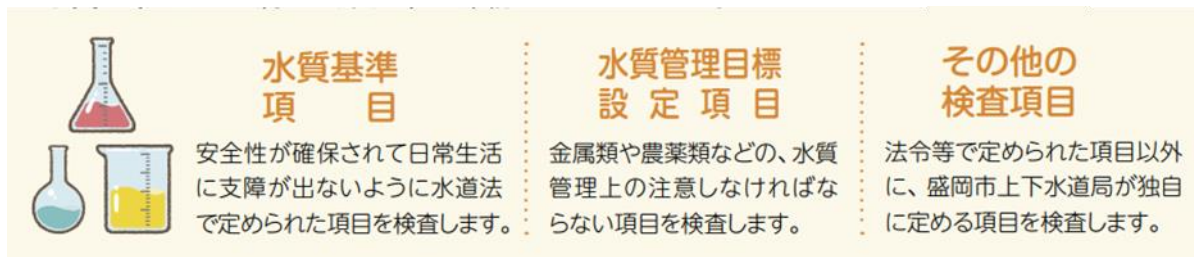
3-2-3 水質管理体制

本市では、河川などの水源から浄水場における浄水処理工程、そして各家庭の蛇口に至るまで、自己検査体制で水質を厳しくチェックし安全性を確認しています。

平成24年(2012年)1月には、高い品質管理と技術力を持つことの証明である「水道水質検査優良試験所規範(水道GLP⁷)」の認証を取得しました。今後も検査体制、検査員の技術力の維持向上に努め、水道GLPの認証を継続していくことが重要です。

原水及び浄水には、水質基準項目、水質管理目標設定項目、その他要検討項目等の検査項目があり、毎年策定する水質検査計画に基づき検査を行っています。また、水道水は衛生上の観点から、塩素による消毒が義務付けられていますが、この濃度が高いとカルキ臭の原因となります。そのため、浄水場では塩素をはじめとした薬品注入管理をきめ細やかに調整し、安全でよりおいしい水の提供に努めています。

各浄水場では、水道水の安全性や品質を確保するため、食品製造分野で確立されているHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)の考え方を導入し、水源から給水栓まで至る各段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築するため「水安全計画(WSP:Water Safety Plan)」を策定し運用を図っています。なお、PFASのように健康への影響が懸念され、新たに水質基準項目への追加が見込まれる化学物質を的確に検査、管理できる体制の維持が重要です。



3-2-4 貯水槽水道⁸の水質管理

ビル・マンションなどの受水槽から蛇口までの水道施設を「貯水槽水道」といい、設置者が管理することと定められています。本市では、水質面での不安や衛生上の問題が生じないように、貯水槽水道の設置者に対し指導・助言などを行うほか、実態調査を実施して管理状況の把握に努めています。また、受水槽の衛生問題解消や給水サービス向上の観点から、受水槽を必要としない直結給水⁹の促進に努めています。適切な維持管理について、引き続き取り組む必要があります。

【水質管理における課題】

- 水源の保全と水質リスクへの対応
- 水安全計画の運用管理の徹底

⁷ 水質検査が管理された体制で適正に行われていることを証明するための基準のこと。Good Laboratory Practiceの略称で、水質検査結果の制度と信頼性の確保を目的として定められたものであり、(公社)日本水道協会が厳正に審査して認定する。

⁸ 受水槽以降の給水設備の総称。水道事業から供給される水道水のみを水源とする。

⁹ 受水槽を経由せず、配水管から蛇口まで直接給水する方式のこと。

3-3 災害対策

3-3-1 減水・断水の防止

本市では、災害時においても安定給水を継続するため、水道施設の耐震化、浄水場間の連絡管¹⁰や配水幹線¹¹の整備など水道水の安定供給体制の構築と災害時のバックアップ機能の強化を図ってきました。また、東日本大震災における30時間の停電を踏まえて、自家発電設備や移動電源車の配備及び燃料の備蓄を図ってきました。しかし、近年は30時間を超える長時間にわたる広域停電が発生しており、より一層の停電対策が必要となっていることから、72時間の停電に対応できるように施設の整備を進めています。今後も、停電対策を継続して実施する必要があります。

3-3-2 応急給水対策

本市では、非常時の対応として、給水タンク車の配備や応急給水用資機材の整備などの対策を進めています。また、他の水道事業体との災害時相互応援協定の締結やこれに基づく防災訓練の実施、水道技術研修施設の活用による職員の対応力強化など、ソフト面の充実にも取り組んでいます。

今後は、応急給水用資機材の整備を計画的に進めるとともに、より効果的な応急給水拠点を選定し、迅速な周知方法について検討する必要があります。このほか、応急復旧や応急給水のための民間企業などとの協力体制についても、確実に機能するよう実効性の高い運用体制の構築を進める必要があります。

3-3-3 危機管理対策

本市では、浄水場や配水場などの各施設は、平常時から水道水の安全性を確保する上で重要な施設であるため、外部からの侵入防止対策として防護フェンスを設置しているほか、監視カメラや赤外線センサーなどにより監視体制の強化を図っています。

また、ソフト面でも、各種対応マニュアルの整備や水質事故等を想定した訓練を実施するなど、事故災害時にも迅速かつ的確な対応が可能な組織体制の構築に努めています。引き続き、様々な災害を想定した危機管理体制の強化を図る必要があります。

【災害対策における課題】

- 災害に強い水道施設の構築
- 停電対策の強化
- 応急給水や実効性の高い応急復旧体制の構築
- 非常時の危機管理体制の強化

¹⁰ 浄水場や配水場の間を結ぶ緊急時用の管路のこと。災害時の断水を回避するとともに、給水拠点を確保することができる。また、近隣水道事業体との応援給水を可能にする広域連絡管もある。

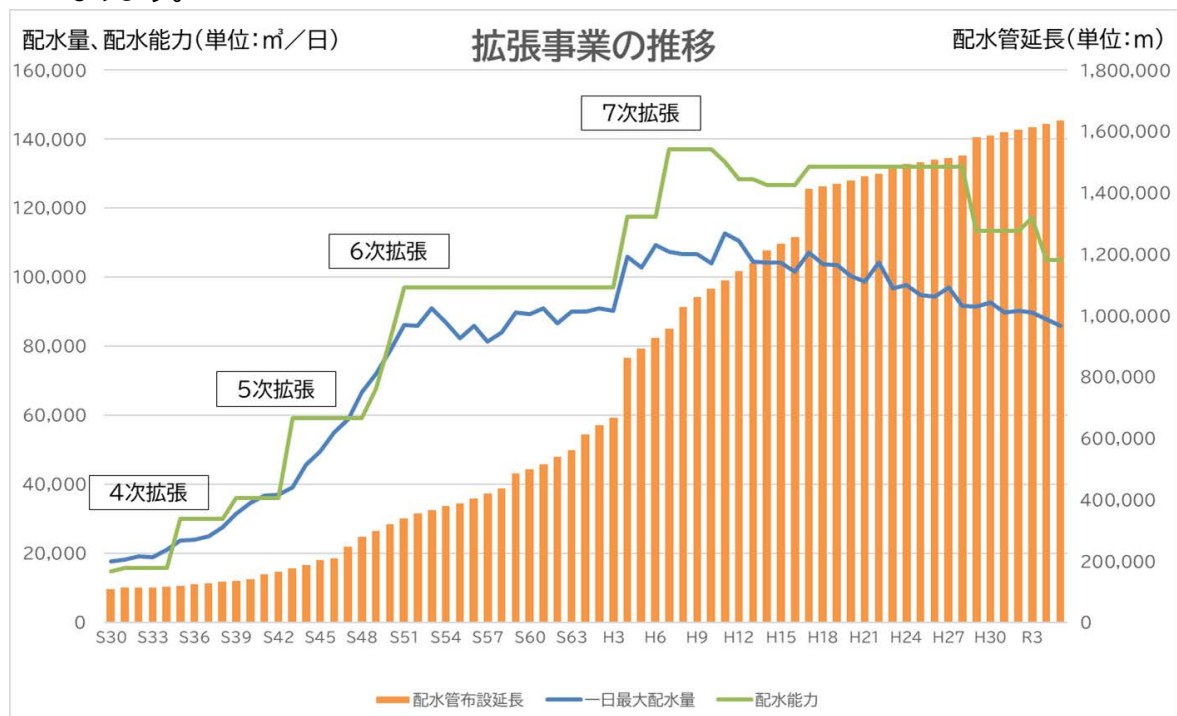
¹¹ 網目状に配置された配水管のうち主要な管路で、大量の浄水を輸送する役割を持つ管路(給水管への分岐がない管)のこと。

3-4 水道施設

3-4-1 浄水場など基幹施設の状況

本市の各浄水場などの基幹施設の多くは、高度経済成長期における急速な水需要の増加に対応するため、施設の拡張整備を行ってきましたが、今後10～20年のうちにその多くが法定耐用年数¹²を経過する見込みです。創設当時から使い続けている施設については、既に法定耐用年数を超過しているため、財源が限られる中で施設の老朽度や重要度に応じた更新が課題となっています。

令和4年度(2022年度)には、近年の水需要の減少や施設の老朽化を踏まえ、中屋敷浄水場の浄水処理を停止しました。今後も将来の水需要の減少に合わせた施設の再構築が必要となります。



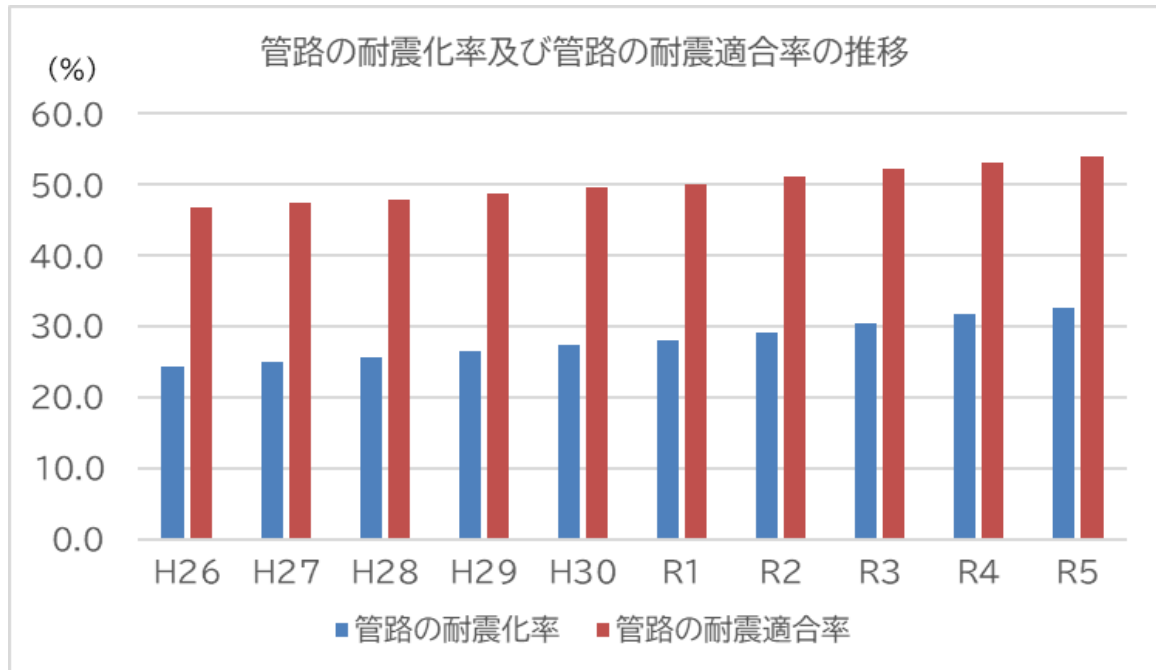
3-4-2 管路の状況

法定耐用年数を経過し、老朽化した配水管を一度に更新することは難しいため、老朽度・重要度を考慮し、管路の耐震化と合わせて計画的に更新する必要があります。特に、高級铸铁管¹³(CIP)や硬質ポリ塩化ビニル管(VP)の経年管は、赤水や漏水などの発生リスクが高く耐震性にも劣るため、重点的に更新を進めています。

管路の耐震化に当たっては、配水管整備基本計画に基づき耐震化を進めていますが、特に重要な給水施設(病院、避難所)については、水道施設耐震化計画(管路編)に基づき、想定震度が高く被害が大きいとされている地域を中心に、優先的に耐震化を進めています。

¹² 減価償却費算定のために使われる固定資産の耐用年数のこと。配水管は40年、浄水場等の土木構築物は60年など、地方公営企業法施行規則でそれぞれ定められているが、実際の耐用年数はそれより長いことが多いため、更新時期の目安としている。

¹³ 昭和5年(1930年)に開発された、それまでの铸铁管の引張強さを超える材質の铸铁管。本市では、昭和9年(1934年)から41年(1966年)まで使用していた。



3-4-3 配水管未整備地域の状況

計画給水区域内の配水管未整備地域については、対象地域の住民からの給水要望を受け、整備後に水道を利用することについての確約をいただいた上で、緊急性、道路状況、水質保持の観点などを勘案して整備を実施しています。また、整備の決定に当たっては、将来の水需要や人口減少等を踏まえた投資であるか見極めることが必要となります。

なお、令和5年度(2023年度)末時点における本市の水道普及率は98.3%となっています。残り1.7%の配水管未整備地域においては、今後の人口減少などの社会情勢を踏まえると、効率的な経営の観点からは、新たな配水管整備は慎重に判断する必要があるとともに、今後は、給水区域の縮小について検討が必要となっています。

【水道施設における課題】

- 増加する経年施設の計画的な更新・改良
- 水需要減少時代に合わせた施設の再構築
- 水道施設の早期の耐震化
- 新たな配水管整備のあり方(配水管未整備地域)

3-5 環境対策

3-5-1 環境負荷の低減

水道水の供給は、取水、浄水、送水などの過程で多量のエネルギーを使用していることから、消費エネルギーの削減に向けた省エネなどの対策の促進が求められています。これまで、浄水発生土¹⁴の有効利用や新庄浄水場における太陽光発電の利用など、資源の有効利用や再生可能エネルギー¹⁵の導入に取り組んできました。国は、令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すこととしていることから、上下水道局においても公的事業者の社会的責任として、再生可能エネルギー設備の拡充やLEDなどの省エネルギー機器の導入検討など脱炭素の取組について、より一層の推進が必要です。また、水源涵養林の活用など、森林吸収源対策の観点からもカーボンニュートラルに寄与する取組が求められています。

【環境対策における課題】

- 再生可能エネルギー設備の拡充や省エネルギー機器の導入検討
- 水源涵養林のカーボンニュートラルへの貢献

3-6 お客さまサービス

3-6-1 水道相談等への対応

ワンストップサービスを目指し、お客さまからの相談・要望等に即応するため平成9年度(1997年度)から給水サービス係を設置し、平成22年度(2010年度)からはサービス係として、給水装置等の小修繕、水質相談、漏水調査等を行い、お客さまサービスに努めてきました。今後も、より一層サービスの充実を図り、お客さまの利便性と満足度を向上させる取組が必要です。

3-6-2 窓口業務

平成16年度(2004年度)にインターネットでの水道使用開始・中止受付やコンビニエンスストアでの料金収納を開始し、平成23年度(2011年度)からはお客さまセンターを設置、令和3年度(2021年度)にはスマートフォン決済納付を開始したほか、令和5年度(2023年度)からはWeb口座振替受付サービスを開始してお客さまサービスの拡充に努めてきました。今後は、クレジットカード決済や新たな納付サービスの導入等、更なる利便性の向上が求められています。

¹⁴ 水道水をつくる過程で取り除かれた、原水中の濁り(土砂)や浄水処理に用いた薬品等を沈でんさせて脱水処理したもの。

¹⁵ 自然から半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。太陽光、水力、風力、地熱、バイオマスなどのエネルギーを指す。

3-6-3 広聴広報

水道は、毎日の暮らしに欠くことのできないライフラインの一つですが、平常時にはあまり意識されないのが実情です。

これまで6月の水道週間に合わせた水道施設見学会の実施や水道凍結防止キャンペーンの開催などに取り組んできました。また、「盛岡市上下水道局広報戦略方針」に基づいた、プロモーションカード¹⁶の活用や広報研修の必修化等により、職員一人ひとりの広報意識向上に取り組み、お客さまの信頼獲得につながる広報活動の実践に努めています。これからの時代に合わせた新たな手法を導入する等、より効果的な広報活動の展開が必要です。

3-6-4 地域社会との協調

地域に根ざした公営企業として、水道事業の取組を紹介する出前講座や小学生などを対象とした浄水場見学の実施、中学生・高校生を対象とした職場体験学習の受入れなどを通して、地域社会への貢献のほか、水道事業のPRに努めています。引き続き、各種イベント等、新たな機会をとらえ、水道事業の更なるPR強化を図ります。



水道施設見学会の様子

【お客さまサービスにおける課題】

- 料金納付サービスの充実
- 広聴広報を通じたお客さまとの相互理解の促進
- ODXの推進

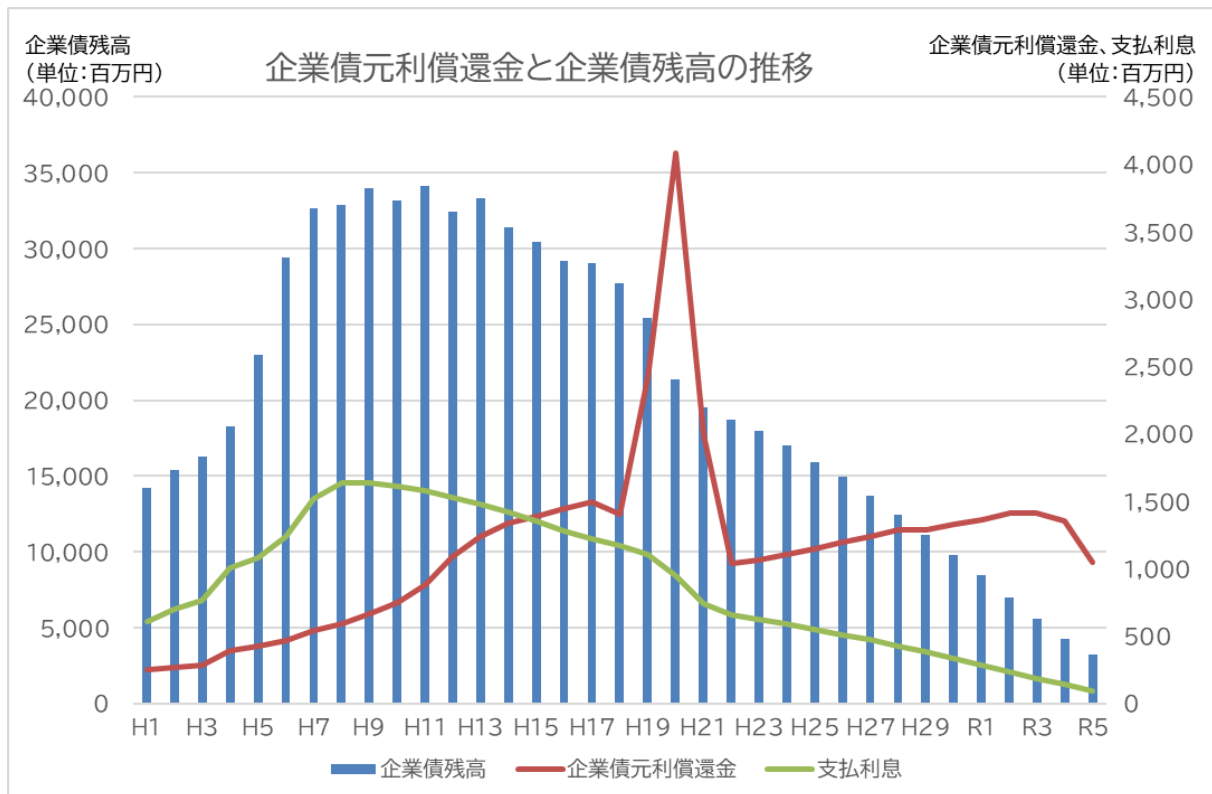
¹⁶ 広報戦略の一環で、職員一人一人が 名刺の代わりに上下水道局のプロモーションを行えるよう、上下水道に係る写真やイラスト、ホームページ等の QR コード等を掲載したカードのこと。

3-7 事業経営

3-7-1 財政状況

公営企業である水道事業は、安全でおいしい水を安定的に供給しながら、常に企業としての経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進することを経営の基本原則としています。本市はこれまでも、一部業務の民間企業への委託や維持管理コストの削減に取り組みながら、健全で効率的な事業運営に努めてきました。

しかし、水需要の減少にあわせて料金収入が減少傾向にあり、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増していくものと見込まれます。

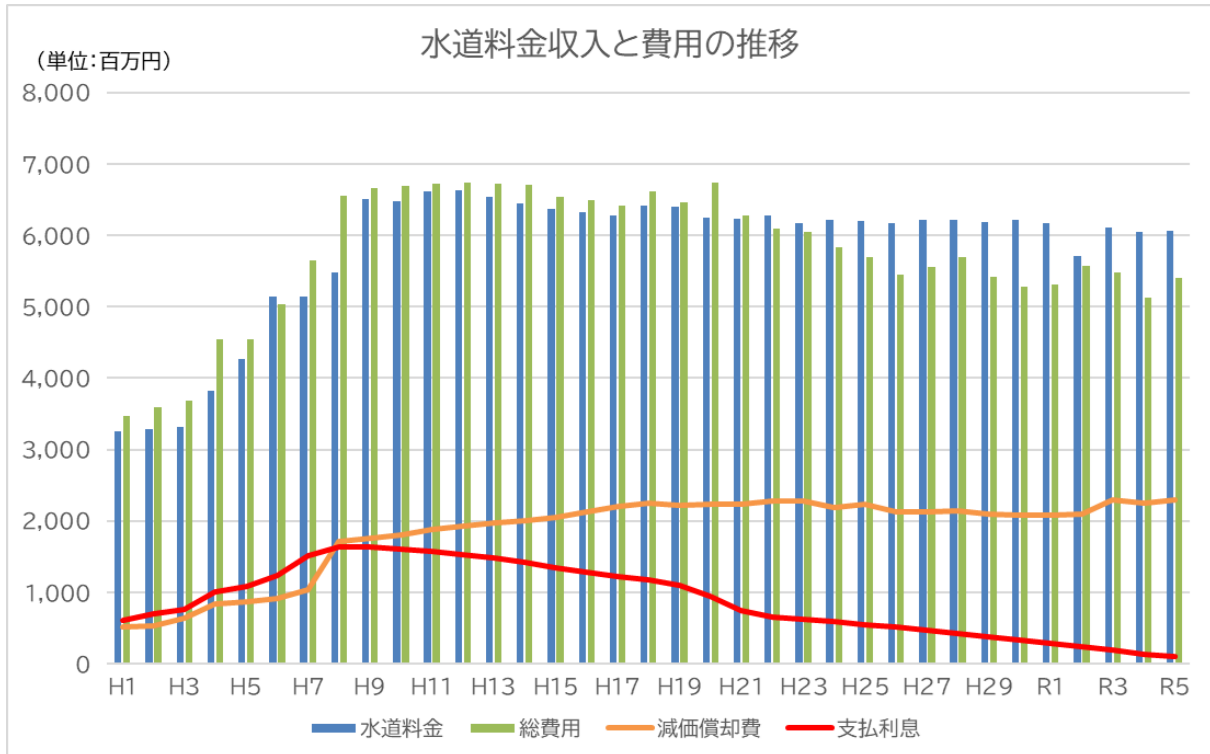


※平成19～21年度(2007年度～2009年度)に公的資金保証金免除繰上償還を実施。

3-7-2 料金制度

水道料金体系は、水道事業を取り巻く環境の変化や水道の使用実態に対応し、使用者間の負担の適正化を図るため、平成29年(2017年)4月1日に改定を行い、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げ、逡増逡減型の料金体系を導入したところです。

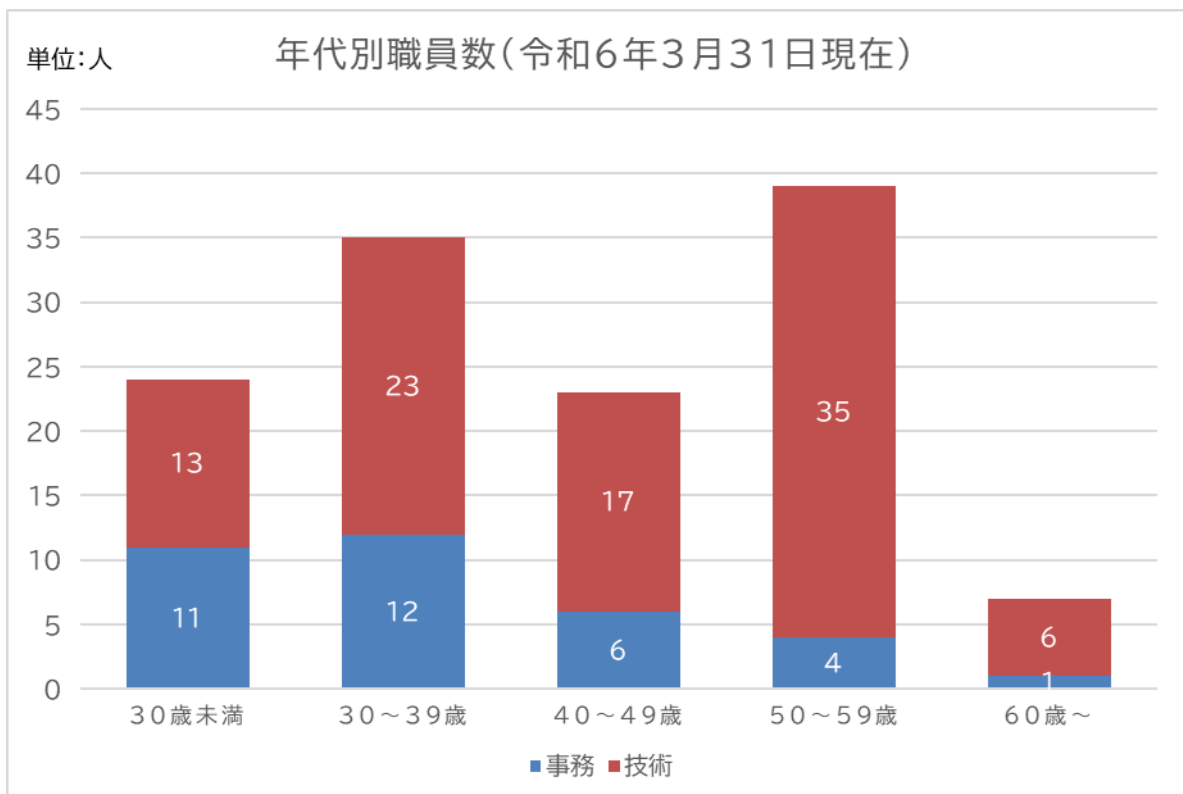
今後、人口減少とともに水需要の減少が進むことを前提として、更なる経営効率化を図るとともに、安定経営を維持できる料金体系に見直していく必要があります。



3-7-3 人材育成と技術の継承

水道事業は、お客さまの水道料金で事業を行う独立採算の公営企業であり、職員には、常にその認識を持って職務に当たることが求められています。このため、「盛岡市上下水道局職員研修実施計画」に基づき、職員が水道事業を担っていく業務遂行能力の維持と技術力の向上に努めています。

技術系の職員の年齢構成は令和5年度(2023年度)末時点で50歳代以上の職員の割合が約43%を占めており、今後10年間に豊富な知識・経験を有する職員が大量に退職すると見込まれるため、職員の技術力低下による事業への影響が懸念されます。このことから、研修参加機会の拡充や水道技術研修施設整備の検討など、人材育成に力を入れる必要があります。また、水道事業を支える民間の工事業者においても、技術者の高齢化や人材不足が深刻となっており、連携や支援の取組を強化する必要があります。



【事業経営における課題】

- 負担の公平性と安定収入の確保に向けた料金制度の見直し
- 将来を見据えた人材育成と技術継承

4 前計画の振り返り

本ビジョンは、平成27年度(2015年度)から令和6年度(2024年度)までの第三次基本計画を引き継ぐ計画です。計画期間中の事業の進捗は、他事業との調整等の影響により、計画期間の後期に寄る傾向がありましたが、令和5年度(2023年度)までの事業費の実績額は39,621,405千円、当初計画額は42,981,277千円、達成率は92.18%であることから、おおむね計画どおりに進捗しました。

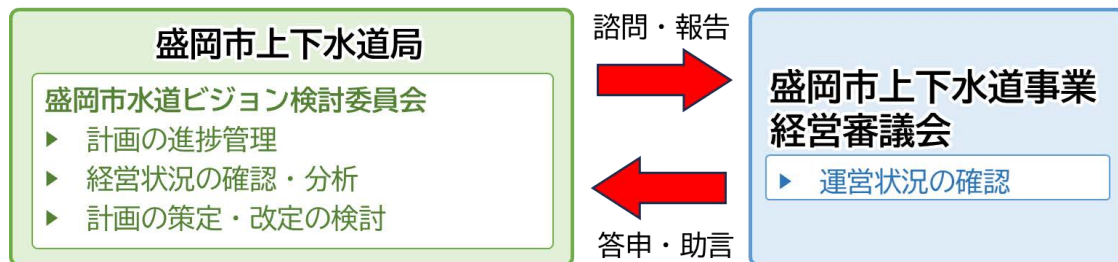
(単位:千円)

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	計
当初計画額	4,407,624	5,590,908	5,207,836	5,056,221	4,894,344	4,710,926	3,784,443	4,219,337	5,109,638	42,981,277
実績額	3,251,942	3,638,024	3,602,604	4,168,094	4,219,821	5,014,890	5,090,097	5,115,661	5,520,272	39,621,405

5 計画の進捗管理

盛岡市水道事業基本計画2025では、成果指標の達成状況や環境の変化に合わせて、主な取組内容を毎年度見直ししながら進捗管理していきます。その上で、最終年度(令和16年度(2034年度))において、取組状況や達成見込みを踏まえ、次期計画「盛岡市水道事業基本計画2035」に反映させていきます。

盛岡市水道事業経営戦略2025では、盛岡市水道事業基本計画2025との整合を図りながら、毎年のローリングを実施し、進捗管理を行い、状況を「盛岡市上下水道事業経営審議会」で報告をします。また、4年に1回水道料金の妥当性を含めた経営状況の見直しを行い、必要に応じ、経営戦略の改定を実施します。



6 基本理念

本ビジョンでは、第三次基本計画の基本理念を継承し、国の「新水道ビジョン」で示されている「安全」「強靱」「持続」という指針を踏まえて、事業を推進していきます。

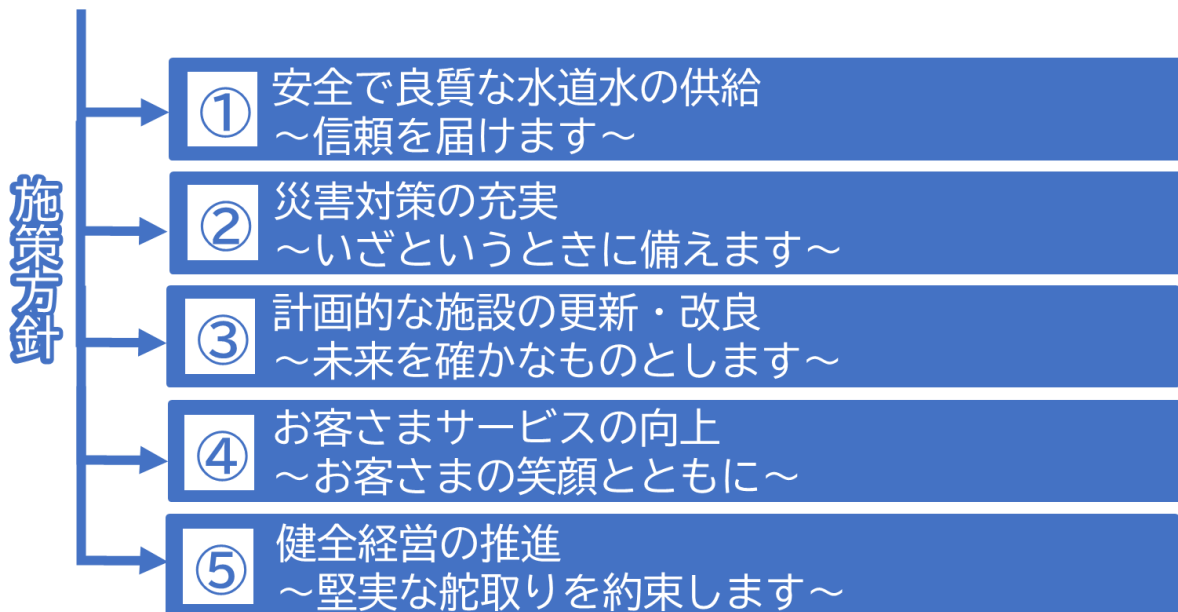
また、本市の水道事業における現状と課題を踏まえ、水道事業の目指すべき理想像である基本理念を実現するため、次の5つの施策方針を定めます。

現状と課題						
水需要	水質管理	災害対策	水道施設	環境対策	お客さまサービス	事業経営



基本理念

安全でおいしい水を安定的に供給する強靱な水道システムを築き、将来にわたってお客さまから信頼される水道を目指す

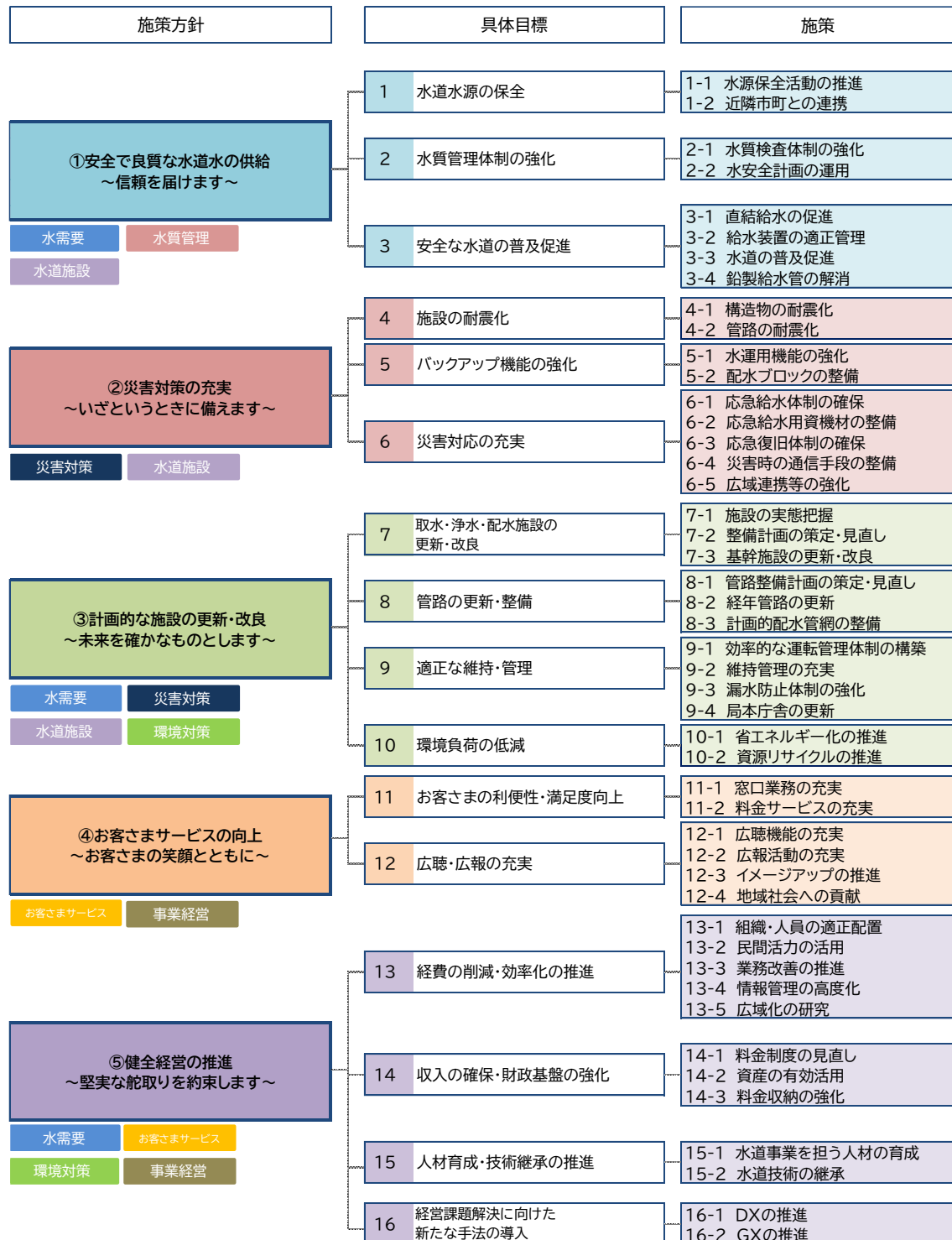


本ビジョンで定めた基本理念及び施策方針を達成するため、盛岡市水道事業基本計画において今後10年間で取り組むべき具体的な目標と施策を示すとともに、盛岡市水道事業経営戦略において4年ごとに施策方針の実現に向けた経営の効率化や健全化を図るための経営の基本計画を示します。

盛岡市水道事業基本計画 2025

1 施策の体系

課題の解消を図り、事業経営を着実に進めるために、5つの施策方針に基づき、計画期間内(令和7年度(2025年度)から16年度(2034年度)まで)の具体目標及び施策を次のとおり定め、実施します。



施策方針① 安全で良質な水道水の供給

水道は、生活や都市活動が存続するために不可欠なライフラインであり、お客さまへ安全で良質な水をお届けし続けることが使命です。また、お客さまの水道に対するニーズが高度化・多様化し、水道水には安全性のみならず「おいしさ」も求められるようになっていきます。今後も快適な生活を支え、お客さまにご満足いただける水道であり続けるため、水源から蛇口までの水質管理体制強化を図り、多様化する水質リスクに的確に対応します。

具体目標1 水道水源の保全

施策 1-1 水源保全活動の推進

安全で良質な水道水の基本となる水源水質の維持・向上のため、盛岡市水道水源保護条例¹⁷などの条例・制度を活用するとともに、水道水源保全の重要性についての広報活動を強化し、水道水源の汚染や汚濁を防止するなど水源保全に取り組みます。

主な取組

事業番号1 水道水源涵養林保全事業

良質な原水を確保するため、水源涵養林の維持管理の継続と水源涵養林の追加取得を検討します。そのほか、健全な森林を維持するため、植栽、保育、木材の活用といった「循環型森林整備」の実施も検討します。

事業番号2 浄化槽設置整備への補助事業

良質な原水を確保するため、水道水源区域で浄化槽を設置しようとする方に対する補助金交付を継続します。

事業番号3 盛岡市水道水源保護条例の運用

開発などによる水道水源区域の荒廃を防止し、良好な水源環境を保全するため、盛岡市水道水源保護条例に基づき、水道水源保護協定の締結、特定事業施設から排水される排水の水質指針値の遵守の確認、水道水源保護審議会の開催などを行います。

事業番号4 水源保全に関する広報活動の充実

将来にわたって水源を保全していくため、これまで行ってきた水源保全の啓発に係るホームページ・SNS・YouTubeでの発信、水道施設見学会や出前講座等の対面広報の継続、水質検査の必要性・重要性等、市民が理解し、伝わる広報実現のために、新たな視点での広報活動を行います。

施策 1-2 近隣市町との連携

水源流域に関わる国や県、近隣市町などの機関と連携して水源保全に取り組みます。

主な取組

事業番号5 近隣市町との水源保全活動

本市の水道水源集水区域は、近隣市町にも位置していることから、水源水質の保全について近隣市町に働きかけを行います。

¹⁷ 平成14年(2002年)3月に制定した条例。水道水源保護水域の良好な水質を保持し、安全かつ清浄な水道水を安定的に供給するため、水道水源の保護を図り、もって将来にわたって市民の健康と生命を守ることを目的としている。

具体目標2 水質管理体制の強化

施策 2-1 水質検査体制の強化

国が定める水質基準をはじめとする関係法令に基づき、自己検査体制による適正な水質管理の徹底と充実を図り、水道GLPの認証継続に努めるとともに、水質基準の強化等による測定項目の追加や新たな水質問題に的確に対応するため、計画的に検査機器の更新や維持管理を行い、検査精度の維持・向上に努めます。

主な取組

事業番号6 水質検査機器整備事業

水道GLPの品質管理マニュアルに基づき、精確かつ安定して検査を実施できるよう、必要な検査機器の新規取得及び更新を適切に実施します。また、毎日検査を自動化し、遠隔で常時監視するため水質自動測定装置を新たに整備します。

事業番号7 水質検査機器維持修繕事業

計画的に水質検査機器の保守点検を行い、必要な修繕を実施し、安定した検査環境を整えます。

施策 2-2 水安全計画の運用

厚生労働省「水安全計画策定のためのガイドライン」に沿って、水源から蛇口に至るまで、各浄水場水系における危害の評価と管理を行う水安全計画の運用管理の徹底を図ります。

主な取組

事業番号8 水安全計画の運用

日常の記録管理、危機分析、検証を確実に実施します。また、レビューにより、各担当部署の意見を取りまとめ、水道システム全体の一元管理を実現するほか、他都市の事例を学び、知見を広げ、必要なものは取り入れることで、より良い水道システムの安全性の向上に努めます。



具体目標3 安全な水道の普及促進

施策 3-1 直結給水の促進

中高層建物直結給水技術基準により、直結直圧式¹⁸は3階まで、直結増圧式¹⁹は4階から15階程度までとして直結給水を導入し、新規建物への採用を進めます。また、衛生管理面における直結給水方式の長所を広くPRし、貯水槽水道を採用している既存建築物に対する切り替えを促進します。

主な取組

事業番号9 直結給水促進事業

直結給水の新規建物への採用や、受水槽給水の既存建物に対する切り替えを促進します。直結給水の採用により、受水槽の設置が不要となり、配水管から直接新鮮な水が供給されます。

施策 3-2 給水装置の適正管理

お客さまの協力を得ながら、給水装置や貯水槽水道の管理状況の把握に努め、必要な場合は、水道事業者として公衆衛生上の助言を行うなど積極的な指導を行っていきます。

主な取組

事業番号 10 指定給水装置工事事業者の指導・育成

指定給水装置工事事業者に対し講習会などを開催するとともに、新規に指定した事業者に対しては個別説明会を実施し手続き等の周知を行います。さらに、指定給水装置工事事業者研修会を開催し知識の習得と技術の向上が図られるよう指導・育成します。

事業番号 11 貯水槽水道管理指導業務

貯水槽水道の管理不徹底による衛生上の問題を防ぐため、管理状況の把握に努めるとともに設置者に対して指導・助言などを行います。

事業番号 12 水道メーター整備事業

有効期限を迎える水道メーターを計画的に交換しながら、止水栓が不良となっている箇所や老朽管の是正、検針が困難な箇所の改善を行います。

¹⁸ 配水管がもつ供給能力の範囲で上層階まで給水する方式のこと。

¹⁹ 給水管の途中に直結加圧型ポンプユニットを設置し、圧力を増して給水する方式のこと。

施策 3-3 水道の普及促進

計画給水区域内の未整備地域については、整備の緊急性、道路状況及び水質保持の観点などを勘案し、効率的な整備手法なども検討しながら水道の普及に努めます。また、水量・水圧の維持・適正化や水質改善など、適切な供給体制の確保に努めます。

主な取組

事業番号 13 配水能力増強事業

配水管整備基本計画に基づき、配水管の増径や耐震化を実施します。

事業番号 14 未給水地域解消事業

地域からの要望により、道路状況、水質保持の観点及び投資効果を勘案するほか、水道使用に関する確約などを精査し、配水管を整備します。

事業番号 15 配水管内水質管理事業

古くなった仕切弁や異形管を交換するとともに、排水装置となる消火栓や排水弁を新設するほか、施工後に管路内に付着した異物等を強制洗管により除去し、水質保全に努めます。

事業番号 16 私設配水管等設置費補助金交付事業

私設配水管設置費用の一部を補助し、水道普及の促進、漏水の防止、石綿セメント管の早期布設替えを図ります。

施策 3-4 鉛製給水管²⁰の解消

昭和9年(1934年)から平成元年(1989年)までに施工された給水管には、鉛が使用されているものがあり、一部は現在でも使用されており、令和5年度(2023年度)末での残存栓数は29,399栓となっています。国は水道水の鉛濃度について、生涯にわたって継続して摂取しても健康に影響を与えない水準として0.01mg/L以下と定め、本市の水道水もこの基準を満たしています。

しかしながら、鉛製給水管が使用されている場合、朝一番に使用する場合や長時間使用しない場合には、最初に出る水に微量の鉛が溶け出すことがあるため、お客さまが行う鉛製給水管布設替工事への補助金交付や経年管の更新に合わせて鉛製給水管の解消を進めます。

主な取組

事業番号 17 鉛製給水管解消事業

鉛製給水管布設替えを行う場合に費用の一部を補助するほか、個別周知事業の推進により、鉛製給水管の解消を促進します。

²⁰ 鉛に少量の金属(銅、スズ等)を加えてつくられた給水管。材質が柔らかく加工が容易であったことから、水道が普及し始めたころから広く使用されていた。

施策方針② 災害対策の充実

水道は、お客さまの暮らしや産業活動を支える重要なライフラインです。平常時はもとより事故や災害が発生した場合でもその役割を果たしていくため、日常の維持管理に努めるとともに、水道施設への被害を最小限に抑えるため、基幹施設や基幹管路²¹を中心に耐震化を推進していく必要があります。

また、万一の災害時にも安定給水が可能となるよう、浄水場等施設への自家発電設備の整備、配水系統のバックアップ機能の整備や応急給水対策を推進し、災害に強い水道システムを構築します。

具体目標4 施設の耐震化

施策 4-1 構造物の耐震化

浄水場や配水池などの構造物については、耐震診断に基づき計画的な耐震化を実施していきます。特に耐震化優先度の高い基幹施設については、構造物の水道施設耐震化計画(施設編)を見直ししながら、順次耐震補強を実施します。

主な取組

事業番号 18 水道施設耐震化計画(施設編)の見直し

耐震化優先度の高い基幹施設について、計画的な耐震化を行うため、水道施設耐震化計画(施設編)の見直しを実施します。

事業番号 19 浄配水場施設耐震化事業

水道施設耐震化計画(施設編)に基づき、浄配水場施設の耐震化を推進します。

施策 4-2 管路の耐震化

水道施設耐震化計画(管路編)等に基づき、経年管の更新と耐震化を一体的に推進します。特に想定震度が大きい地域の病院や避難所等の重要給水施設²²への供給ルートについては、優先的に耐震管への布設替えを進めます。

主な取組

事業番号 20 水道施設耐震化計画(管路編)の改定

配水池等の基幹水道施設から重要給水施設までの配水管の耐震化を推進し、優先的に進めている市北西部への安定供給体制の整備完了に合わせて、次の地域の耐震化計画を策定します。

事業番号 21 重要給水施設配水管整備事業

水道施設耐震化計画(管路編)に基づき、災害時においても、重要施設給水施設に対して安定供給が図られるよう計画的な配水管整備を推進します。

²¹ 水運用において、重要度が高く代替機能が無い管路(導水管、送水管、配水本管)のこと。

²² 生命の維持に直結し、災害時でも給水優先度が高い施設のこと。基幹病院や要援護者収容避難所などが該当する。

具体目標5 バックアップ機能の強化

施策 5-1 水運用²³機能の強化

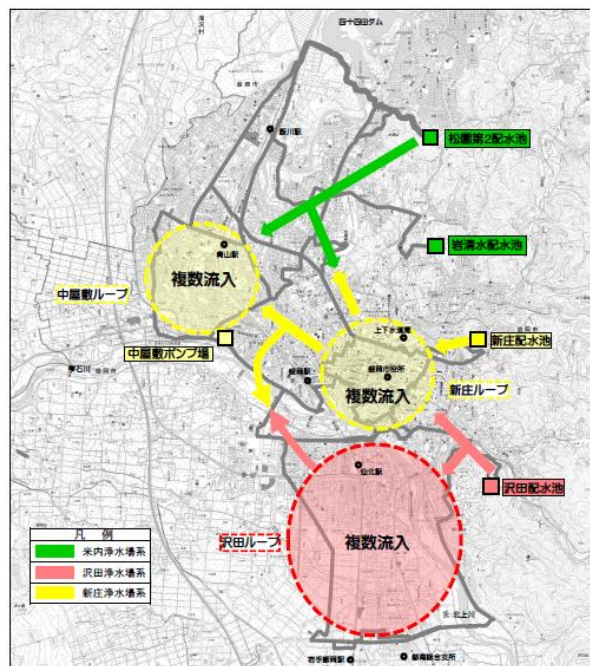
東日本大震災の経験を踏まえ、地震などの災害に強い水道を構築するため、各浄水場間の連絡管を整備し、バックアップ機能の整備に取り組んできました。

今後も、基幹管路の更新を計画的に進め、バックアップ機能を強化します。

主な取組

事業番号 22 配水幹線整備事業

事故・災害時の水運用を効果的・効率的に行うため、各浄水場水系の配水幹線を相互に連絡し、柔軟な対応が可能な水道システムの構築を図るとともに、基幹管路の耐震化を推進します。



各浄水場間の幹線連絡計画

施策 5-2 配水ブロックの整備

適正な水量と水圧を維持するとともに、災害時の影響をできる限り抑えるため、配水ブロック化²⁴を計画的に進めます。

主な取組

事業番号 23 配水調整ブロック整備事業

配水管整備基本計画に基づく配水調整ブロックの新規形成や既存ブロック注入点の位置変更及びブロックの範囲見直しを行います。

なお、計画ブロック数96ブロックに対し、整備済みブロックは89ブロック、未整備ブロックは7ブロックとなっています。(令和6年度(2024年度)末時点)。

²³ 安定給水を継続するため、施設や水源水量・配水量等の情報をリアルタイムで一元管理し、水道施設全体の中で弾力的・効率的に水を運用すること。

²⁴ 配水区域を適当な広さに分割して管理すること。配水管の複雑な管網を明確にして、平常時の維持管理や非常時の対策及び復旧を容易にすることができる。

具体目標6 災害対応の充実

施策 6-1 応急給水体制の確保

大規模災害発生時の初期段階は、他の水道事業体からの応援が期待できず、給水タンク車の台数に制約が生じるため、医療機関重要施設、応急給水拠点(指定緊急避難所等)、災害時要援護者避難支援施設等、人命に関わる施設を優先して応急給水を行います。

災害発生時は、盛岡市上下水道局災害対策マニュアルに基づき、上下水道局災害対策本部の設置など、状況に応じた配備体制を構築します。災害対策本部の設置時には、各業務に応じた応急対策班を組織し、応急給水などの対応を行います。

主な取組

事業番号 24 盛岡市上下水道局災害対策マニュアルの見直し

災害対応能力の強化を目的とした訓練を実施し、マニュアルが適切であるか検証を行います。

施策 6-2 応急給水用資機材の整備

災害時により安定的な応急給水ができるよう給水タンク車の計画的な更新や、応急給水袋などの資機材について、より実効性を高める整備を行います。

主な取組

事業番号 25 応急給水用資機材整備事業

盛岡市上下水道局災害対策マニュアル(給水班行動計画実施計画)に基づき、資機材の整備を進めるほか、新たな資機材が開発された場合は、その都度導入を検討します。また、大規模災害発生初期の飲用水確保対策の強化として耐震不凍給水栓の整備を進めます。

施策 6-3 応急復旧体制の確保

水道施設の復旧に当たっては、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、作業体制や資機材の状況を踏まえた応急復旧計画を速やかに策定し、早期の復旧に努めます。

主な取組

事業番号 26 配水管等応急復旧用資機材整備事業

災害時の応急復旧を迅速に行うため、資機材や補修材を備蓄します。

施策 6-4 通信設備の更新

通信設備は、迅速かつ適切な災害対応に重要なものであることから、適切に更新します。

主な取組

事業番号 27 災害時の通信手段の整備

非常時においても安定した通信を確保するため、現在考えられる手段(アナログ、デジタル、IP等)について、通信エリア、費用等の比較検討を行い、最適な設備への更新を行います。

施策 6-5 広域連携等の強化

災害等の緊急時であっても給水を持続させるため、水道水の相互融通を可能にする配水管の整備など周辺の水道事業体との連携を強化し、市域を越えたライフラインの確保を図ります。今後も関係自治体や盛岡市上下水道工事業協同組合等の民間企業と連携を密にし、被災時における速やかな応急支援活動に積極的に関与します。

また、近隣の水道事業体との意見交換会等を通じて、災害対策に限らず広域的な観点から将来の水道事業のあり方について研究を進めます。

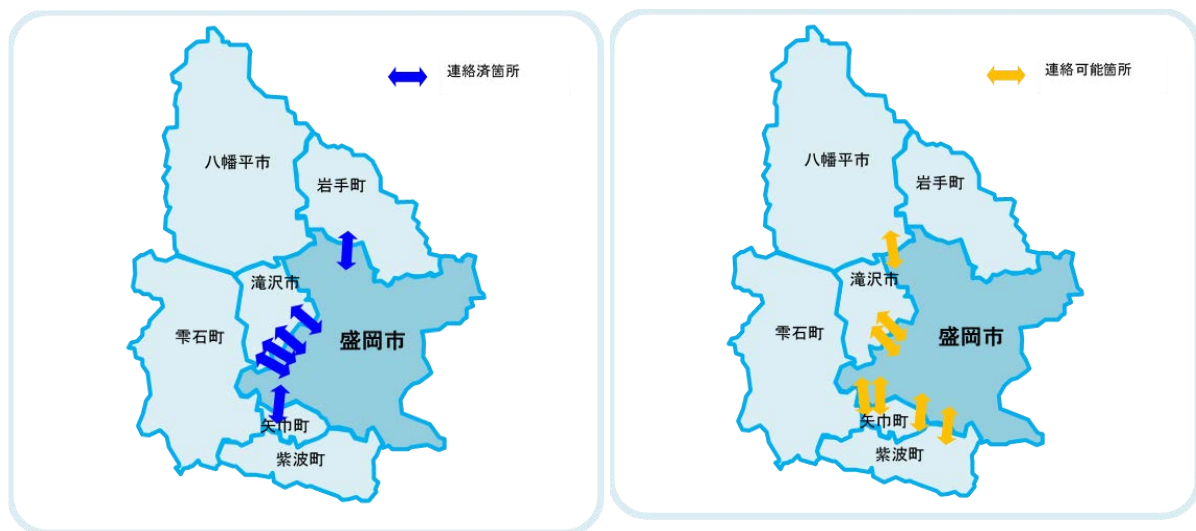
主な取組

事業番号 28 周辺事業体との緊急時用連絡管整備

隣接する水道事業体との施工区分、費用負担等の調整を行い、当該水道事業体と協定書等を締結の上、緊急時の配水を可能にする相互連絡管の整備を実施します。

事業番号 29 研修会・合同防災訓練等への参加

八戸圏域水道企業団、岩手中部水道企業団及び近隣事業体との間で、研修や防災訓練など互いに職員を派遣し、大規模災害へ備え広域的な関係を構築し、対応スキルを共有する等災害対応能力の強化を図ります。



連絡管整備済箇所及び整備可能箇所

施策方針③ 計画的な施設の更新・改良

創設期から高度経済成長期に整備した水道施設は、順次更新時期を迎えます。今後も、お客さまから信頼され、将来にわたって持続可能な水道事業の実現に向け、老朽施設の適切な修繕による機能回復や計画的な更新を行います。

具体目標7 取水・浄水・配水施設の更新・改良

施策 7-1 施設の実態把握

各機器等の更新情報等の情報管理を行い、各施設の予防保全や計画的な更新につなげます。

主な取組

事業番号 30 施設情報管理体制の構築

各施設の予防保全や計画的な更新を行うため、他事業体等の情報も踏まえ精度の高い情報管理体制の構築を図ります。

施策 7-2 整備計画の策定・見直し

安定的かつ効率的な浄水処理を継続するために、浄水場等の各種施設の整備計画を策定するとともに、計画の運用管理を徹底します。また、将来の人口減少により水需要や料金収入が減少していくことを前提に、浄配水施設の統廃合を含めた施設規模の適正化を図り、将来にわたる最適な浄水処理システムを明確にします。

主な取組

事業番号 31 もりおか水道施設整備構想の改定

もりおか水道施設整備構想は、浄水場のあり方を中心に、これからの100年先を見据えた長期的な観点から水道施設整備の方向性を示す計画であり、今後は社会情勢の変化を踏まえて適宜見直しを行います。

事業番号 32 浄水場等整備計画の見直し

浄水場等施設の計画的な更新を行うため、整備計画の見直しを行い計画的な更新を実施します。

事業番号 33 浄水場運転・維持管理マニュアルの見直し

浄水場の維持管理方法を体系化し、運転マニュアルの見直しを行い維持管理体制の強化を図ります。

施策 7-3 基幹施設の更新・改良

浄水場などの基幹施設は、順次耐用年数が経過するため、浄水場等整備計画に基づき、適切な施設更新を実施します。施設の更新・改良に当たっては、耐震性能の向上を図りながら、省エネルギー化、維持管理効率の向上など、環境に配慮した施設整備を進めます。

主な取組

事業番号 34 浄水場等整備事業

浄水場等整備計画に基づいて計画的な施設更新を行うとともに、環境負荷の低減化や維持管理効率の向上に配慮した施設整備を図ります。

事業番号 35 浄水場等整備事業(新米内浄水場)

米内浄水場更新基本計画に基づき、施設の更新、整備を進めます。

具体目標8 管路の更新・整備

施策 8-1 管路整備計画の策定・見直し

管路の整備は、盛岡市配水管整備基本計画に基づき実施し、必要に応じて見直します。

主な取組

事業番号 36 配水管整備基本計画の改定

もりおか水道施設整備構想に示す効率的な水運用を図り、安定給水の確保を実現するため、随時計画の見直しを行います。

施策 8-2 経年管路の更新

法定耐用年数を経過した管路の更新に当たっては、漏水や赤水の発生リスクが高い高級铸铁管(CIP)や硬質ポリ塩化ビニル管(VP)を優先的に更新します。また、基幹管路である導水管や送水管については、非耐震管路の耐震化を推進します。

主な取組

事業番号 37 経年管対策事業

漏水事故や赤水発生のリスクが高く、耐震性能を有していない経年管について、老朽管更新事業計画(CIP)及び硬質ポリ塩化ビニル管更新計画(VP)に基づき、計画的に配水管の更新を行います。また、配水管整備基本計画に基づき、鉄道横断及び橋梁添架箇所の更新も計画的に進めます。

事業番号 38 経年導送水管更新事業

大地震等の災害時においても、安定供給体制を確保するため、経年導送水管更新計画に基づき、耐震化が図られていない各浄水場系の導送水管の耐震化を図ります。

施策 8-3 計画的配水管網の整備

盛岡市配水管整備基本計画に基づき、他事業との整合を図りながら管網の再構築や配水ブロック化を視野に入れた計画的な整備を進めます。

主な取組

事業番号 39 道路改良関連事業

道路改良事業や街路事業にあわせて、効率的に管路整備を進めます。

事業番号 40 下水道等関連事業

下水道等整備に伴う移設工事のほか、下水道事業等の進捗による配水能力の不足に対応するため、配水管整備を実施します。

事業番号 41 配水管整備事業(玉山地域)

玉山地域の安定供給、効率的な水運用のため、配水ブロックの構築や硬質ポリ塩化ビニル管の更新を進めます。

具体目標9 適正な維持管理

施策 9-1 効率的な運転管理体制の構築

水量、水圧、施設などの水運用について、集中管理など効率的な維持管理や運転管理体制の構築に向けた調査研究を行います。

主な取組

事業番号 42 配水管の効率的な維持管理体制の研究

水運用・配水調整の統括管理体制の構築や、各浄水場系を連絡するため配水幹線の連絡管やループ化に向けた計画を検討します。

施策 9-2 維持管理の充実

水道施設の維持管理は、長期的な視点に立って点検・整備を実施します。

維持管理に当たっては、日常点検や事故・災害時の対応をできるだけ詳細に記録・分析することで、今後必要とされる施設の改良・整備に活用します。

主な取組

事業番号 43 浄水場施設維持管理整備事業

事故・災害時の対応などについて詳細に分析を行い、施設の改良・整備を実施します。

事業番号 44 配給水管施設維持管理整備事業

効率的な配給水管の保全工事を継続的に実施するとともに、配水幹線について老朽度調査を行い、配給水施設の健全な機能を確保します。

事業番号 45 水管橋維持管理修繕事業

水管橋維持管理修繕計画に基づき、計画的かつ予防的な対応による長寿命化やコスト削減を図ります。

事業番号 46 鉄道横断箇所整備事業

鉄道路線を横断する水道管が損傷した場合に備え、鉄道への影響を最小限にするよう、施設整備や水系切り替えなどの対策を行います。

施策 9-3 漏水防止対策の強化

水道水の漏水は、出水不良や水道水汚染の原因になるとともに、道路陥没や冬季の路面凍結による二次災害の発生原因にもなるため、早期に発見し修理することを目指します。

漏水の一つの目安とされる有収率²⁵は、令和5年度(2023年度)の類似団体平均89.6%に対し、本市は93.3%であり、比較すると良好な数値を示しています。

漏水防止のため、抜本的な対策である経年管の更新を推進するとともに、継続的な漏水調査や現状把握を容易にする配水ブロック化などの漏水防止対策を講じます。

主な取組

事業番号 47 漏水対策事業

漏水調査や修理を通して漏水データの蓄積と分析を行います。

事業番号 48 給水管整理統合事業

漏水を未然に防止するため、道路内で輻輳している給水管を整理統合します。

事業番号 49 配水監視等機器整備点検事業

漏水防止や総合的な水運用に必要な減圧弁や配水監視システムなどの保守点検を定期的に行うとともに、必要に応じて機器を更新し、配水管内の適正な水圧・水質を確保します。

²⁵ 各浄水場から配水された水量の合計に対する、料金収入の基礎となった水量の割合

施策 9-4 局本庁舎の更新

局本庁舎について、耐用年数を考慮し、令和25年度(2043年度)に建て替えを行うことを目標とし、今後、基本構想及び建替時期を踏まえたロードマップを策定するとともに、建設資金の確保(資金計画)を検討します。

主な取組

事業番号 50 局本庁舎の更新

局新庁舎建設に向けた基本構想の策定や現庁舎の延命のための計画的な補修を実施します。

具体目標 10 環境負荷の低減

施策 10-1 省エネルギー化の推進

水道施設の改築・更新に合わせ、省エネルギー化の推進を図ります。

主な取組

事業番号 51 環境負荷低減策の推進

水道施設の改築・更新に合わせ、高効率機器の採用やインバーター制御装置を選定するなど、省エネルギー化を推進します。

また、再生可能エネルギー技術の進展に関する情報収集に努め、小水力発電や太陽光発電の導入など、再生可能エネルギーの活用に関する調査研究を行います。

施策 10-2 資源リサイクルの推進

環境負荷低減策として、浄水場から発生する使用済み活性炭の有効活用及び経費削減等について調査・研究を行います。

主な取組

事業番号 52 活性炭(使用済)の有効活用

浄水場から発生する使用済み活性炭の新たな有効活用策について、調査・研究を行い、活性炭処分に係る経費の削減を図ります。

施策方針④ お客さまサービスの向上

水道事業は、お客さまにお支払いいただく水道料金収入を主な財源として事業を行っており、事業運営に当たっては、お客さまの御理解と御協力が不可欠です。また、お客さまの幅広いニーズを的確に把握し、利便性や満足度を高める取組を充実していく必要があります。今後とも、生活に密着した水道サービスの向上を目指し、水道での困りごとなど相談等への職員による対応、料金支払方法の多様化やお客さまセンターのさらなる充実に努めます。

具体目標 11 お客さまの利便性・満足度向上

施策 11-1 窓口業務の充実

民間企業が持つノウハウやネットワークを活用し、一層のサービス向上を図るため、平成23年度(2011年度)からお客さまセンターを設置し、水道料金などの収納や検針、給水開始・中止の申込受付などの業務を民間事業者へ委託しています。今後も受託業者と連携し、お客さまセンターの円滑な運営を推進し、お客さまの声を施策に反映していくことで、お客さま満足度の高いサービスの提供を図ります。

また、上下水道局としてお客さまの相談や要望に応じていくため、職員が直接対応できる体制を充実し、給水装置等の小修繕、水質相談、漏水調査等を行い、より一層お客さまに安心して水道を使用して頂けるサービスを向上させていきます。

主な取組

事業番号 53 お客さまセンターの運営管理

既に委託している業務のほか、お客さまの利便性向上や経営効率化につながる業務を検証し、受託業者と連携して更なるお客さまサービスの向上に努めます。

事業番号 54 電子申請の導入及び利用促進

給水装置工事等の申請者の利便性を図るため、電子申請の運用を行うほか、更なる電子申請導入について検討を行います。また、指定給水装置工事事業者を対象とした会議等で電子申請の利用についてPRを行い、利用促進を図ります。

施策 11-2 料金サービスの充実

コンビニエンスストアでの料金収納などに加え、お客さまニーズや他の水道事業体が実施しているサービスについて、費用対効果を検証しながら実施します。

また、新たな技術についての情報を積極的に収集し、サービスの向上につながるものについては導入を進めます。

主な取組

事業番号 55 納付環境の整備

クレジットカード決済や新たな支払い方法の導入を進めます。

具体目標 12 広聴広報の充実

施策 12-1 広聴機能の充実

お客さまの御意見、御要望を的確に事業運営に反映し、事業の更なる充実を図るため、今後とも、お客さまの声をお聞きする仕組みづくりや機会の拡充に努めます。

主な取組

事業番号 56 お客さまの声をお聞きする仕組みづくり

局広報紙やホームページ、主催イベントでの参加者アンケートや盛岡市まちづくりアンケート等での意見収集の充実に加え、新たな広聴手法を検討します。併せて、お客さまニーズの分析、事業への反映についても検討します。

施策 12-2 広報活動の充実

安心して水道を利用し、水道事業への理解をより深められるよう、お客さまの関心が高い情報を分かりやすく提供します。

また、お客さまと交流し相互理解を深めるため、水道週間(6月1～7日)には水道施設見学会、冬期には凍結を防ぐ方法を広く市民の皆様にお知らせする水道凍結防止キャンペーンなど、参加体験型イベントを企画・実施します。そのほか、いつでもどこでも、水道事業への理解を深められるように、動画発信も引き続き実施します。

主な取組

事業番号 57 局広報紙「みずの輪」の発行

局広報紙「みずの輪」を年2回以上発行します。お客さまと事業者が課題を共有するための特集記事や活動報告を中心に掲載し、「楽しく読める広報紙」づくりを目指します。

事業番号 58 局ホームページ「みずの輪」の運営管理

適宜掲載内容を更新し、局広報紙や広報もりおかなどとリンクして積極的に情報を発信します。また、お客さまから問い合わせがあった内容などを反映し、より必要とされている情報を発信します。

事業番号 59 広報用動画の作成及び活用

水道事業を身近に感じてもらうことや、お客さまの知りたい情報を分かりやすく伝えることを目的に、水道工事の紹介や、水道に関する身近な疑問など、水や水道に関する動画を配信します。

事業番号 60 水道施設の見学の受入れ

お客さまに水道事業の仕組みを見て・触れて・理解していただくため、通常は入ることができない施設の見学などを行います。



施策 12-3 イメージアップの推進

将来にわたって信頼される水道事業であり続けるため、「盛岡のおいしい水」を広くPRし、子どもたちの啓発に重点を置いたイベントを企画、実施します。

主な取組

事業番号 61 盛岡市上下水道局広報戦略方針の実践

「広報戦略方針」及び毎年度策定する「短期広報戦略」に基づき、職員個々の広報活動への意識啓発及び広報力の向上を図ります。

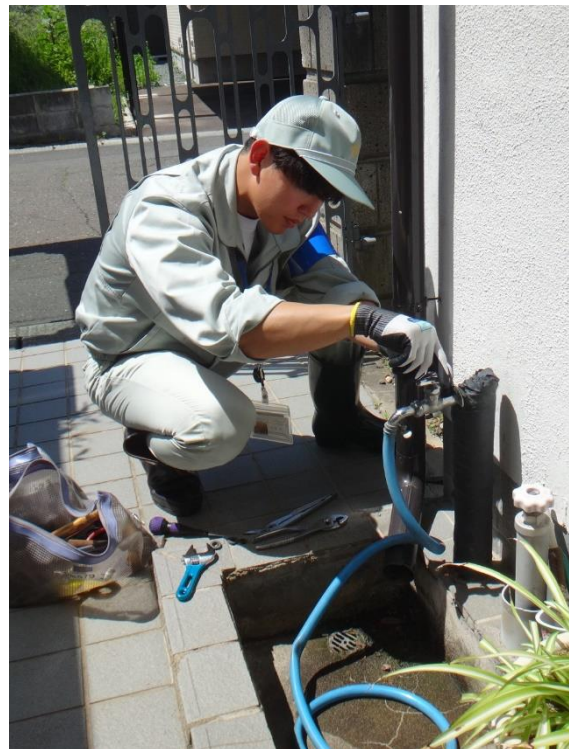
施策 12-4 地域社会への貢献

将来を担う世代に対する広報の拡充に努めるほか、水道サービス週間を通じてお客さまの生活に密着した水道サービスを展開するとともに、米内浄水場の観桜期の公開などを通じて、地域社会に貢献します。

主な取組

事業番号 62 水道サービス週間の実施

年2回水道サービス週間を実施し、給水装置の正しい使い方の説明や簡易な修繕、水道に関する相談受付などを行います。



施策方針⑤ 健全経営の推進

今後、料金収入が減少していく状況であっても、老朽施設の更新や災害対策の充実などの課題に対応するため、投資需要に見合う財源の確保が必要となります。

そのため、適切な維持管理によるライフサイクルコスト²⁶の縮小化やコスト削減などを通じて、より効率的な事業運営につなげていくとともに、アセットマネジメント²⁷に基づく計画的な施設更新や料金制度の見直しなども含めた経営基盤の強化を図ります。

また、公営企業職員としての経営感覚の向上やこれまでに培った水道技術の継承に努め、安定した事業運営を支える人材の育成を着実に推進し、運営基盤の強化を図ります。

具体目標 13 経費の削減・効率化の推進

施策 13-1 組織・人員の適正配置

お客さまニーズに的確に対応できる組織・人員体制を確立するため、組織や人員配置の適正化に努めます。

主な取組

事業番号 63 適正な組織及び人員配置への取組
定員管理計画に基づき、適正な職員定数とするよう努めます。

施策 13-2 民間活力の活用

給水の安全・安定とお客さまサービスを最優先とした上で、委託可能な業務を選定し、経費節減効果が見込まれるものは順次検討し実施します。

主な取組

事業番号 64 PPP/PFI の導入検討
水道施設の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が妥当かどうかを、適切な時期に検討を行います。

施策 13-3 業務改善の推進

事務事業の見直しにより、今後も健全で効率的な事業運営につながる取組を継続し、より一層事業の活性化につながる方策を検討します。

主な取組

事業番号 65 業務改善の推進
事務事業見直しに係る個人提案、各課提案の機会を年1回設定し、アイデアを提案しやすい場を設けます。また、業務マニュアルの適正な管理、運用についての周知、確認を行い、各課の業務の効率化を促進します。

²⁶ 資産を取得してから処分するまでにかかる総費用のこと。取得費用、維持管理にかかる費用、処分にかかる費用など全てを含む。

²⁷ 持続可能な水道事業を実現するため、長期的な視点に立って経営見通しを示すこと。将来必要と見込まれる施設更新費用と投資可能額に基づき、更新需要の平準化、施設統廃合やダウンサイジング、料金改定等も検討しながら経営見通しを立てる。

施策 13-4 情報管理の高度化

水道事業の事務系システムである水道料金システム、財務会計システム、文書管理システムについて、システム間の更なる連携による機能や効率の向上を推進するとともに、マッピングシステムや設計積算システムなどの業務系システムは、統合や相互連携などにより設計時間を短縮するなど、効率的なシステム構築に向けた検討を進めます。

また、今後も情報管理の適正かつ効果的な運用に努めるほか、電子決裁の利用促進に取り組み、ペーパーレス化を推進します。

主な取組

事業番号 66 設計積算業務の効率化

上下水道局が発注する工事及び委託に関する業務について、設計積算システムの適切な運用・維持管理を行います。また、更新需要の増加や難工事箇所への確に対応するため、設計積算業務の更なる効率化を図ります。

事業番号 67 図面情報管理システム事業

維持管理業務の更なる効率化を図るため、経年補正を行うとともに情報量の増加に対応したハードシステムの更新及びクラウド化の検討を行うほか、システムを適正に運用し、事故情報、修繕情報等を入力し、管路の適正管理や管路更新に係る情報を整備し、維持管理業務の更なる効率化を図ります。

施策 13-5 広域化の研究

将来の事業環境に対応し、経営的、技術的に持続可能な事業運営のあり方について、周辺の水道事業体等と協調しながら研究します。また、従来の枠組みを超えた広域化について、広域的な災害対応など、分野別の連携も含めて検討を行います。

主な取組

事業番号 68 盛岡広域における水道事業の経営安定化に関する研究

盛岡広域における水道事業の実情を理解しながら、将来も安定した経営が持続するために、協力・連携可能な分野・項目の研究を行います。

具体目標 14 収入の確保・財政基盤の強化

施策 14-1 料金制度の見直し

将来の人口減少が確実とされ、料金収入は更に減少する一方、老朽化に伴って水道施設の更新費用は増加するものと見込まれます。将来にわたり安定給水と健全経営を持続していくため、安定した収入確保と利用者間の負担の公平性を考慮した適正な料金体系のあり方について検討を進めます。

主な取組

事業番号 69 アセットマネジメントの実施及び適正料金の検証

施設規模の適正化、再構築を考慮したアセットマネジメントを実施し、更新需要の算出と水需要予測による長期財政収支見通しを示すとともに、将来にわたり安定経営を維持することができる水道料金の妥当性について検討します。

施策 14-2 資産の有効活用

水道施設としての用途を廃止した資産については、有効な活用方法を検討します。

主な取組

事業番号 70 「休止・廃止施設」の整理活用の推進

「休止・廃止施設」整理活用計画に記載された事業の実施と進捗管理を行います。

施策 14-3 料金収納の強化

料金の滞納は、経営に悪影響を及ぼすだけでなく、納期限を守るお客さまとの間に不公平が生じるため、厳格かつ適切に対処します。

主な取組

事業番号 71 料金収納の強化

水道料金の未収金解消を図り収納率を向上させることにより、財政基盤の強化を図ります。

具体目標 15 人材育成・技術継承の推進

施策 15-1 水道事業を担う人材の育成

将来にわたってお客さまから信頼される水道を維持するため、これまで培ってきた技術やノウハウを継承し、水道事業を担う人材を育成します。

主な取組

事業番号 72 職場研修の充実強化

「上下水道局職員研修実施計画」に基づき、水道技術研修（管路技術編）及び水道技術研修（浄水処理編）をはじめとした企業職員研修を実施します。

施策 15-2 水道技術の継承

現場技術の習得や技術指導を実践する職員の育成、職員の技術向上を図るため、研修体制の充実を図るとともに、自ら学ぶ職場風土の醸成に努めます。また、漏水事故や災害時における速やかな復旧には、地元企業との協力関係が不可欠です。実績と技術力を有する地元企業との連携を進め、お客さまがいつでも安心できる修繕体制の確立を目指します。

主な取組

事業番号 73 水道技術の維持向上と緊急時対応能力の確保

局研修施設を活用した研修を実施し、地元企業の技術力向上を図るとともに、パートナーシップ協定等により官民協働で24時間体制での修繕対応を目指します。また、研修施設について、実績を踏まえ更に充実した研修施設の建設を目指します。

具体目標 16 経営課題解決に向けた新たな手法の導入

施策 16-1 DX の推進

将来の水需要への効率的な対応や職員の技術継承について、通信技術やAIなどのデジタル技術の活用が有効であることから、「盛岡市上下水道局デジタル・トランスフォーメーション推進実行計画」に基づき、局のDXを推進します。

主な取組

事業番号 74 DX の推進

「盛岡市上下水道局デジタル・トランスフォーメーション推進実行計画」に沿った事業の実施及び進捗管理を行います。

施策 16-2 GX²⁸の推進

公的事業者の社会的責任として地球温暖化防止に係る取組を行い、地球環境の保全に貢献するとともに、将来にわたり効率的かつ持続可能な事業を目指すため、「盛岡市上下水道局脱炭素(GX)推進計画」を策定し、取組を推進します。

主な取組

事業番号 75 GX の推進

盛岡市上下水道局脱炭素(GX)推進計画に沿った省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用、水源涵養林における間伐の推進や木材活用等の検討を行います。



²⁸ 化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用するための変革やその実現に向けた活動のこと。

2 成果指標

本計画の実現に向けて、各施策の進捗管理を的確に実施するため、成果指標を定めます。

2-1 基本事項

計画の基本事項を人口減少の予測等から次のとおり設定します。

指標	令和5年度 実績	令和 11 年度 予測	令和 16 年度 予測
行政区域内人口(A)	278,410 人	263,892 人	251,500 人
給水区域内人口(B)	275,596 人	261,225 人	248,952 人
給水人口(C)	273,733 人	259,459 人	247,275 人
水道普及率(C/A)	98.3%	98.3%	98.3%
給水普及率(C/B)	99.3%	99.3%	99.3%

2-2 施策別指標

施策の方向性① 安全で良質な水道水の供給

具体目標	指標	優位性	令和5年度末 実績	令和 11 年度 目標	令和 16 年度 目標
1	水源の水質事故数(PI A301) 水源が汚染され、突発的水質異常が発生する件数で、件数が少ないほど水質異常リスクが低いことを表しています。	↓	0 件	0 件	0 件
2	水道 GLP の認証継続 優良検査機関であることの証明である水道 GLP を今後も維持することを目標とします。	→	認証	認証	認証
3	直結給水率(PI A204) 受水槽を介さず配水管から直接給水している件数を総給水件数で割った値で、値が高いほど、フレッシュな水道水を供給できます。	↑	97.8%	97.8%	97.8%
3	鉛製給水管率(PI A401) 鉛製給水管解消の進捗を示す指標で、値が低いほど良好な水質が確保されやすいと考えられます。	↓	21.3%	16.8%	13.0%

※PIは、水道事業ガイドライン²⁹に基づいた業務指標

²⁹ 水道事業の事業活動全般を定量化することにより、水道サービスの水準を向上させることを目的とし、日本水道協会が制定した業務指標(PI:Performance Indicator)のこと。

施策の方向性② 災害対策の充実

具体目標	指標	優位性	令和5年度末 実績	令和11年度 目標	令和16年度 目標
4	配水池耐震施設率(PI B604) 配水池総容量のうち、耐震対策の施されている配水池容量を示す指標です。値が高いほど地震の際でも給水の安定性が高いと考えられます。	↑	76.1%	85.0%	97.1%
4	基幹管路の耐震化率 基幹管路(導水管・送水管・配水本管)のうち、耐震管の割合を示す指標です。値が高いほど、断水等の被害が拡大するリスクが低いと考えられます。	↑	35.8%	42.2%	52.1%
4	基幹管路の耐震適合率 基幹管路(導水管・送水管・配水本管)のうち、耐震管及び地盤条件等から耐震性がある管が布設されている割合を示します。	↑	72.1%	79.8%	91.1%
4	管路の耐震化率 管路全体に占める耐震管の割合です。	↑	32.6%	37.1%	40.0%
4	管路の耐震適合率 管路全体に占める耐震管及び地盤条件等から耐震性がある管が布設されている割合を示します。	↑	54.0%	57.7%	60.3%
5	配水調整ブロック整備数 配水調整ブロックの整備状況を示す指標です。ブロックの整備により適正水圧の確保や災害対策が図られていると考えられます。	↑	87 か所	92 か所	96 か所
6	可搬ポリタンクポリバック保有度 給水人口 1,000 人に対して、常に使用できる状態にあるポリタンク・ポリバックの数です。値が高いほど、緊急時に有効な応急給水活動が実施できるものと考えられます。	↑	73.1 個/千人	99.1 個/千人	102.7 個/千人

施策の方向性③ 計画的な施設の更新・改良

具体目標	指標	優位性	令和5年度末 実績	令和11年度 目標	令和16年度 目標
7	浄水場起因の断水事故件数 施設原因による浄水場での事故等によって断水が発生した件数を示しており、施設の信頼性を表します。	↓	0 件	0 件	0 件
8	具体目標4の指標と共通の指標とする。				
9	有収率 年間配水量に対する年間有収水量の割合を示すもので、水道施設を通して供給される水量がどの程度収益につながっているかを表します。	↑	93.3%	93.3%	93.5%
9	有効率 年間配水量に対する年間有効水量の割合を示すもので、水道事業の経営効率性を表します。	↑	95.2%	95.3%	95.5%
10	二酸化炭素排出量 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量です。値が低いほど環境に配慮した水道事業であると考えられます。	↓	5,636 t-CO ₂	5,355 t-CO ₂	5,073 t-CO ₂

施策の方向性④ お客さまサービスの向上

具体目標	指標	優位性	令和5年度末 実績	令和11年度 目標	令和16年度 目標
11	水道料金収納率(現年度分) お客さまから実際に納められた金額の割合です。利用者間の公平性と安定した経営を維持するため重要な指標です。	↑	99.67%	99.68%	99.78%
12	局ホームページ訪問者数 局ホームページにアクセスした人数です。この値が高いほど、お客さまの水道事業への関心が高まっていると高いと考えられます。	↑	114,875 人	117,000 人	120,000 人

施策の方向性⑤ 健全経営の推進

具体目標	指標	優位性	令和5年度末 実績	令和 11 年度 目標	令和 16 年度 目標
13	経常収支比率 給水収益等の収益で、維持管理費等の費用をどの程度賄えているかを示す指標です。100%以上となっていることが必要です。	↑	132.97%	100%以上	100%以上
14	料金回収率 給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを示す指標です。100%以上となっていることが必要です。	↑	130.92%	100%以上	100%以上
15	技術継承研修開催回数 職員の技術力向上につながる取組状況を示す指標です。	↑	50 回	50 回	50 回
16	新規の GX 施策数 推進に当たっては、これまでの施策の枠を超え、環境への負荷軽減に向けたあらゆる取組が求められています。	↑	0 件	10 件	15 件
16	新規の DX の施策数 推進に当たっては、幅広い分野にわたり、最新のデジタル技術を採用したあらゆる取組が求められています。	↑	16 件	25 件	31 件
16	情報共有システム(ASP³⁰)の導入率 管路工事における DX の取組状況を示す指標です。	↑	27%	70%	80%

³⁰ Application Service Provider の略称で、情報通信技術を活用し、受発注者間で情報を交換、共有及び記録することによって、業務の効率化を図るシステムのこと。

盛岡市水道事業経営戦略 2025

水道・下水道事業などを実施する公営企業は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定・改定する場合には、「経営戦略策定・改定ガイドライン」(平成31年(2019年)3月29日付け総務省自治財政局公営企業三課室長通知)で示した留意事項を踏まえて作成することが求められています。

本市の水道事業経営戦略は、この取扱いに準じる形で構成しています。

1 経営の基本方針

経営戦略では、盛岡市水道ビジョン2045の基本理念である「安心でおいしい水を安定的に供給する強靱な水道システムを築き、将来にわたってお客さまから信頼される水道を目指す」の実現に向けて、盛岡市水道事業基本計画2025で定めた5つの施策方針及び具体目標を継承します。その上で、施策方針の実現に向けて、特にも力を入れて取り組むべき事業実施のための財源を確保するとともに、経営の効率化や健全化を図り、安定した経営に取り組みます。

施策方針	具体目標	施策
①安全で良質な水道水の供給 ～信頼を届けます～ 水需要 水質管理 水道施設	1 水道水源の保全	1-1 水源保全活動の推進 1-2 近隣市町との連携
	2 水質管理体制の強化	2-1 水質検査体制の強化 2-2 水安全計画の運用
	3 安全な水道の普及促進	3-1 直結給水の促進 3-2 給水装置の適正管理 3-3 水道の普及促進 3-4 鉛製給水管の解消
②災害対策の充実 ～いざというときに備えます～ 災害対策 水道施設	4 施設の耐震化	4-1 構造物の耐震化 4-2 管路の耐震化
	5 バックアップ機能の強化	5-1 水運用機能の強化 5-2 配水ブロックの整備
	6 災害対応の充実	6-1 応急給水体制の確保 6-2 応急給水用資機材の整備 6-3 応急復旧体制の確保 6-4 災害時の通信手段の整備 6-5 広域連携等の強化
③計画的な施設の更新・改良 ～未来を確かなものとします～ 水需要 災害対策 水道施設 環境対策	7 取水・浄水・配水施設の更新・改良	7-1 施設の実態把握 7-2 整備計画の策定・見直し 7-3 基幹施設の更新・改良
	8 管路の更新・整備	8-1 管路整備計画の策定・見直し 8-2 経年管路の更新 8-3 計画的配水管網の整備
	9 適正な維持・管理	9-1 効率的な運転管理体制の構築 9-2 維持管理の充実 9-3 漏水防止体制の強化 9-4 局本庁舎の更新
④お客さまサービスの向上 ～お客さまの笑顔とともに～ お客さまサービス 事業経営	10 環境負荷の低減	10-1 省エネルギー化の推進 10-2 資源リサイクルの推進
	11 お客さまの利便性・満足度向上	11-1 窓口業務の充実 11-2 料金サービスの充実
	12 広聴・広報の充実	12-1 広聴機能の充実 12-2 広報活動の充実 12-3 イメージアップの推進 12-4 地域社会への貢献
⑤健全経営の推進 ～堅実な舵取りを約束します～ 水需要 お客さまサービス 環境対策 事業経営	13 経費の削減・効率化の推進	13-1 組織・人員の適正配置 13-2 民間活力の活用 13-3 業務改善の推進 13-4 情報管理の高度化 13-5 広域化の研究
	14 収入の確保・財政基盤の強化	14-1 料金制度の見直し 14-2 資産の有効活用 14-3 料金収納の強化
	15 人材育成・技術継承の推進	15-1 水道事業を担う人材の育成 15-2 水道技術の継承
	16 経営課題解決に向けた新たな手法の導入	16-1 DXの推進 16-2 GXの推進

2 計画期間

経営戦略の期間については、設備投資などの経費試算やそれに伴う収入の確保により、長期間に渡り検討を行う必要があることから、令和7年度(2025年度)から26年度(2044年度)までの20年とします。

ただし、社会状況の変化に対し、遅滞なく事業に要する費用の見直しや、経費確保のための使用料改定等の検討に必要な間隔を確保する必要があることから、4年度ごとに内容を見直すこととします。

3 事業概要

3-1 事業の現況(令和6年(2024年)3月31日時点)

3-1-1 給水

供用開始年月日	昭和9年(1934年)12月1日	計画給水人口	277,155 人
法適(全部・財務) ・非適の区分 ³¹	法適(全部)	現在給水人口	273,733 人
		有収水量密度	1.98 千m ³ /ha

3-1-2 施設

水源	河川表流水、ダム水、地下水、湧水			
施設数	浄水場設置数	6	管路延長	1,634km
	配水池設置数	60		
施設能力	104,967 m ³ /日		施設利用率 ³²	76.8 %

3-1-3 料金

料金体系の概要・考え方	水道事業を取り巻く環境の変化や水道の使用実態に対応し、使用者間の負担の適正化を図るため、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げ、逦増逦減型の料金体系を採用しています。 人口減少下においても料金収入を維持することを目的とし、資産維持率 ³³ 1.46%として算定しています。
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成29年(2017年)4月1日

³¹ 地方公営企業法の適用を受けているかの区分のこと。

³² 1日平均配水能力に対する1日平均配水量の割合のこと。

³³ 総括原価には、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、将来にわたって事業を維持していくための施設の建設・改良等に必要な経費を資産維持費として含まれています。この資産維持費の算出にいて、維持していくべき対象の償却資産に乗じる率のこと。日本水道協会が示す水道料金算定要領では、3%を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するものとされている。

【水道料金表(1か月)】※消費税等を含む。

種別、口径\料金区分			基本料金	従量料金(1m³につき)				
				第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段	第 5 段
一般用	メーターの 口径が 25 mm以下のもの	13 mm	990 円	1～10 m³ま で 66 円	11～20 m³まで	21～30 m³まで	31～1,000 m³まで	1,001 m³以上
		20 mm	1,650 円			220 円	275 円	220 円
		25 mm	2,640 円					
	メーターの 口径が 30 mm以上のもの	30 mm	4,950 円	1～1,000 m³まで 275 円	1,001 m³以上 220 円			
		40 mm	9,130 円					
		50 mm	16,610 円					
		75 mm	43,670 円					
		100 mm	91,080 円					
	150 mm	261,690 円						
公衆浴場用	一般公衆浴場		一般用に同じ	1 m³につき 52 円				
	温泉浴場		//	1～100 m³まで 143 円				
				101 m³以上 220 円				
臨時用			//	1 m³につき 517 円				

3-1-4 組織(令和6年(2024年)4月1日時点)

上下水道事業管理者							
上下水道部長							
上下水道部次長(2人)							
単位:人							
	総務課	経営企画課	給排水課	水道建設課	水道維持課	浄水課	合計
参事		1				1	2
課長級	1		1	1	1	2	6
課長補佐級	2	2	5	4	2	10	25
係長級	2	5	13	6	6	9	41
主任	6	6	6	4	4	14	40
主事・技師	3	9	3	7	6	6	34
合計	14	23	28	22	19	42	148

※総務課、経営企画課及び給排水課は、下水道事業に従事する職員を含む。

3-2 これまでの主な経営健全化の取組

本市の水道事業を持続可能なものとするためにこれまで取り組んできた主な経営健全化の取組は、次のとおりです。

3-2-1 建設投資の適正な執行

入札参加者が集まらない「不調」や入札価格が予定価格を超えるなどの「不落」が多数発生する状況が続いていましたが、改善の取組を強化することにより平成26年度(2014年度)に57.9%であった発生率は令和5年度(2023年度)に2.6%まで減少し、経年管更新の強化や重要施設への管路の耐震化を安定的に進めることが可能となりました。今後も投資の平準化による事業運営を検討する必要があります。

3-2-2 人件費の抑制

委託化の推進による職員定数の削減及び公務員給与の賃金見直しにより、人件費の削減を行いました。業務委託の検討においては、職員が担うことで効果を発揮する「コア業務」と、民間企業などへの代替可能性が高い「ノンコア業務」に分類し進めました。今後は、さらに重要度の高い「コア業務」に職員を集中的に投入できる仕組みづくりが求められます。

3-2-3 起債残高の減額

公的資金補償金免除繰上償還³⁴を活用し、平成19～21年度(2007年度～2009年度)の3年間で約28億円を償還しました。このことにより、支払利息を約3億5千万円削減しました。

3-2-4 広域連携の検討

盛岡広域ブロック6市町(盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、矢巾町)による「盛岡広域水道圏研究会」(平成25年度(2013年度)～27年度(2015年度))を主催し、広域連携のシミュレーションを行うとともに、岩手県の「岩手県水道事業広域連携検討会」設置(平成29年(2017年)1月)を受け、平成31年(2019年)3月には「盛岡広域ブロック検討会」としての報告書を取りまとめ公表するなど、現在も技術面を中心とした情報交換を継続しています。

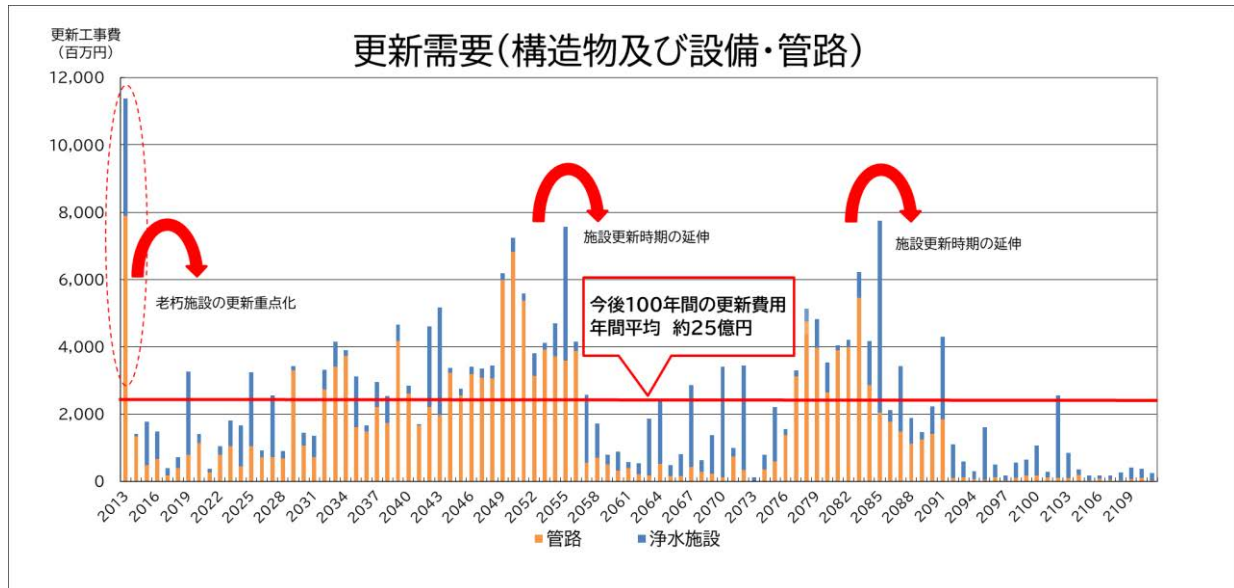
3-2-5 施設・設備の廃止・統合

人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化に伴い、令和5年(2023年)2月28日に中屋敷浄水場の浄水処理を停止するなど、維持管理費の軽減及び更新費用の節減に努めました。現在はポンプ場としての整備を進めています。

³⁴ 財政の健全化に取り組むことを前提に補償金を免除した繰上償還を認めるという国の特例的措置のこと。

3-2-6 アセットマネジメント

平成26年度(2014年度)に、今後 100年間(平成24年(2012年)～令和93年(2111年))の水道施設の更新需要を独自の耐用年数で試算したところ、年間平均で約25億円の更新需要が見込まれています。



3-3 経営比較分析表等を活用した現状分析

本市の水道事業における「経営比較分析表」は次のとおり総務省のホームページで公表されています(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/r04keieihikakubunsekihyo.html)。

この表は、公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するものです。

本市の水道事業の経営状況は、他団体と比較すると良好ですが、将来にわたり、給水人口の減少等による水需要の減少が見込まれ、給水収益の大幅な増加が見込めない一方、施設の計画的な更新や災害対応の強化など多くの課題を抱えていることが指摘されています。

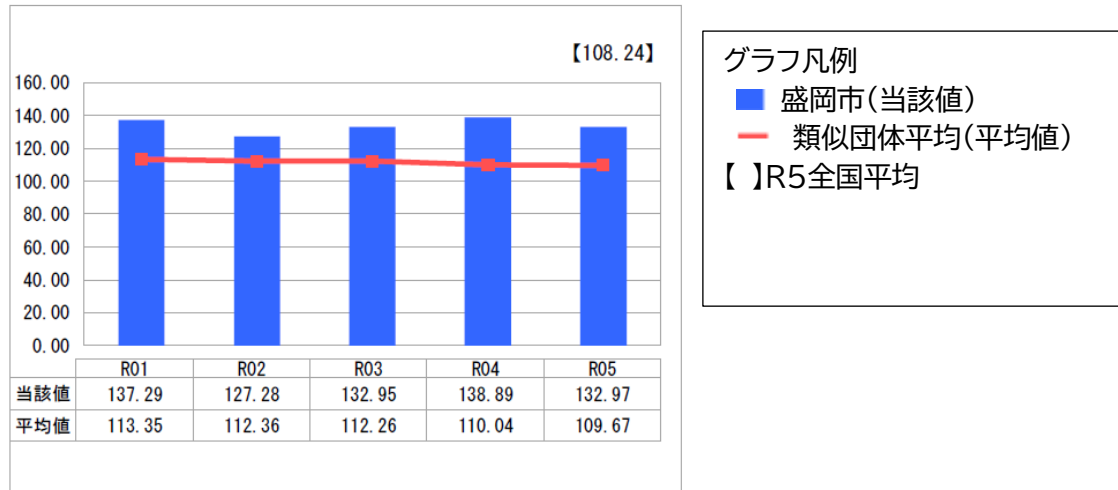
今後も、水道料金に関する定期的な検証を行い、経営効率化を図りながら、適時適正に料金の見直しに取組み、安定経営の持続に努めること。また、安定供給、水質確保及び災害対策等にも適切に対応するため、老朽施設の計画的な更新や耐震化を進めるとともに、適切な修繕による機能維持を着実に進めることが求められています。

3-3-1 経常収支比率(%)

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要であり、数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。

本市では、100%以上で推移し、水道料金を主とする収益で維持管理等の費用を賄えており、単年度の収支黒字を確保した健全経営を維持しています。

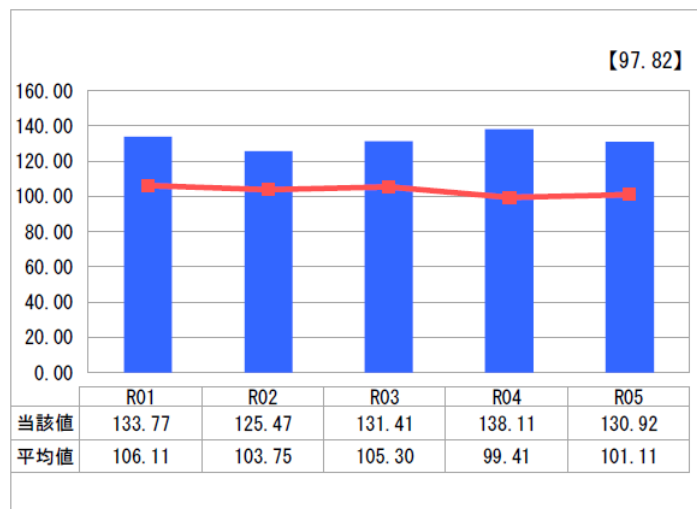


3-3-2 料金回収率(%)

$$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

料金回収率は、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能です。当該指標は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、数値が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。数値が低く、繰出基準に定める事由以外の繰出金によって収入不足を補填しているような事業体にあつては、適切な料金収入の確保が求められます。

本市では、100%以上で推移し、適切な料金収入を確保していますが、水需要の減少に対応した料金水準による安定した経営の継続が必要です。

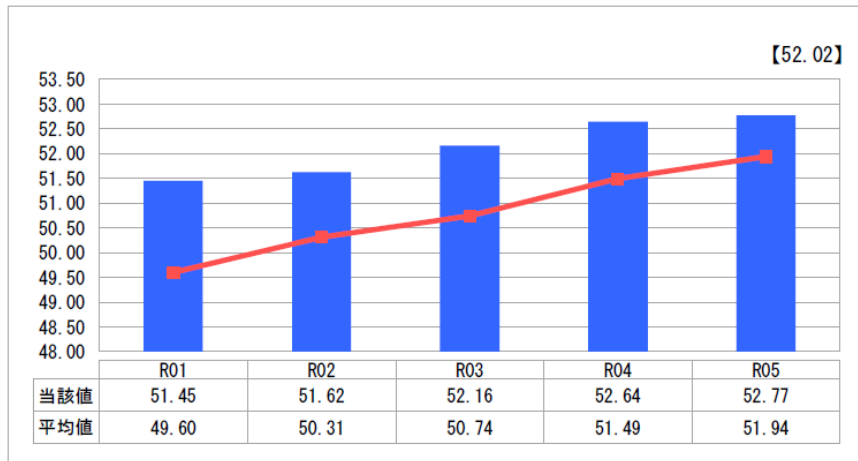


3-3-3 有形固定資産減価償却率(%)

$$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示します。当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。

本市では、高度経済成長期の急激な水需要の増加に対応するため、多くの管路や浄水場は昭和30年(1955年)代以降に拡張整備を行っており、その施設が順次、法定耐用年数を超過するため、当該指標値が年々増加傾向にあります。全国平均値や類似団体平均値も上回っており、施設の老朽化への早急な対応が求められています。

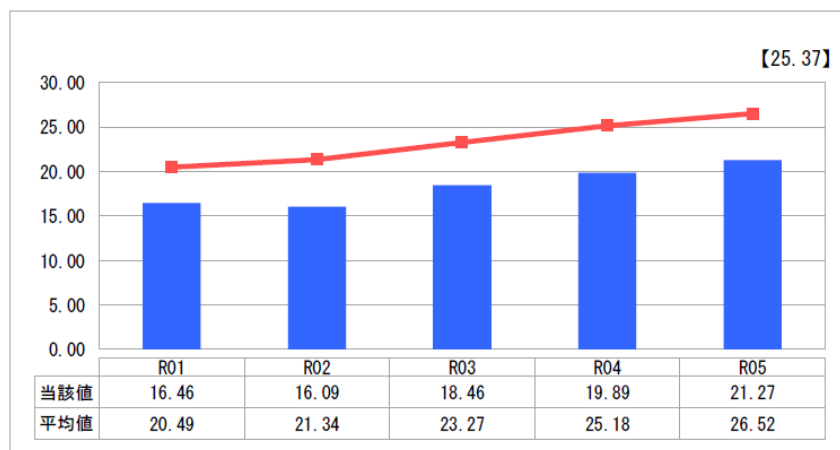


3-3-4 管路経年化率(%)

$$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示します。当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるため、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められます。

本市では、高度経済成長期の急激な水需要の増加に対応するため、多くの管路や浄水場は昭和30年(1955年)代以降に拡張整備を行っており、その施設が順次、法定耐用年数を超過するため、有形固定資産減価償却率と同様に、当該指標値が年々増加傾向にあります。

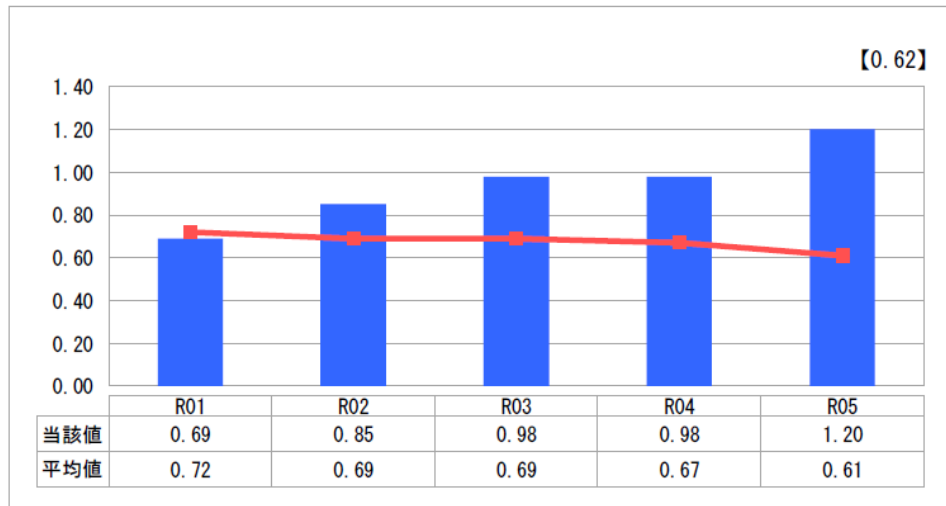


3-3-5 管路更新率(%)

$$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。当該指標については、明確な数値基準はないと考えられますが、数値が2.5%の場合、全ての管路を更新するには40年かかるペースであることが把握できます。数値が低い場合、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められます。

本市では、近年の入札不調の影響等に伴う更新工事の減少により低迷していましたが、発注時期及び工事規模等の工夫により改善傾向が見られ、令和2年度(2020年度)以降は、類似団体及び全国平均を上回っています。

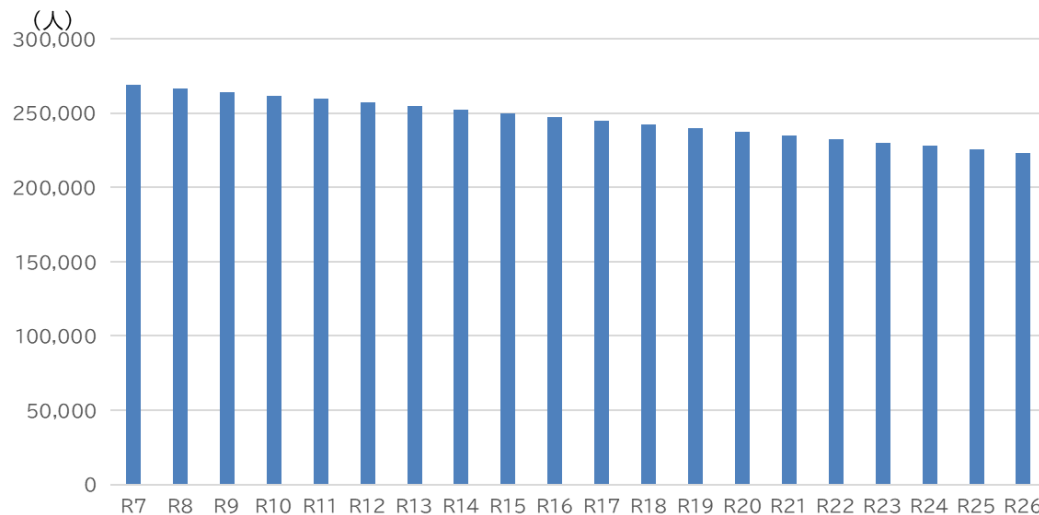


4 将来の事業環境

本市の水道事業を取り巻く将来の事業環境は、次のとおり予測しています。

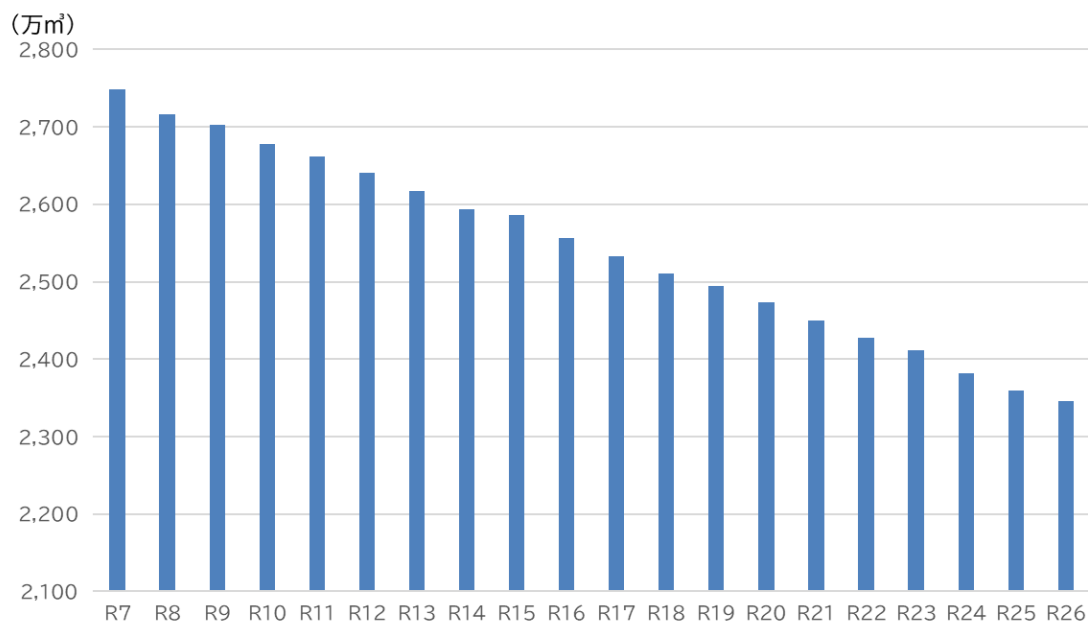
4-1 給水人口の予測

盛岡市総合計画の人口推計をもとに給水人口を予測すると、本ビジョンの初年度である令和7年度(2025年度)に269,206人、令和26年度(2044年度)には222,907人まで減少(令和7年度(2025年度)比△17%)すると見込まれます。



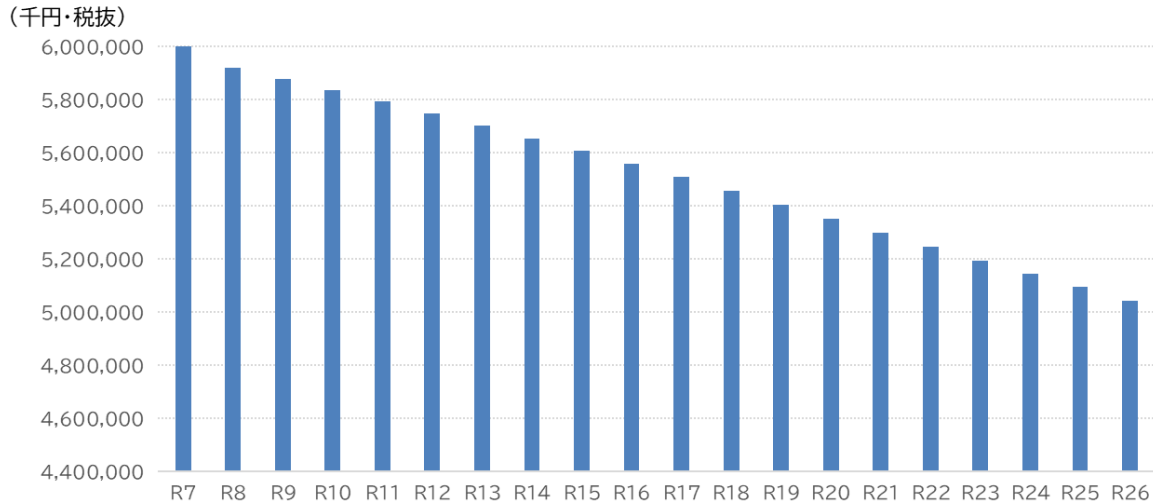
4-2 水需要の予測

給水人口の予測をもとに有収水量を予測すると、本ビジョンの初年度である令和7年度(2025年度)に年間 2,717万㎡、令和26年度(2044年度)には 2,329万㎡まで減少(令和7年度(2025年度)比△14%)すると見込まれます。



4-3 料金収入の見通し

水需要の予測をもとに給水収益を予測すると、本ビジョンの初年度である令和7年度(2025年度)に6,004,906千円、令和26年度(2044年度)には 5,043,314千円まで減少(令和7年度(2025年度)比△16%)すると見込まれます。



4-4 組織の見通し

安定的な経営の維持を図るため、市長部局と連携し、今後も効率的な人員配置に努め、定員適正化を推進し、効率的な業務体制を構築します。

5 投資・財政計画(収支計画)

5-1 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たって

経営戦略における投資・財政計画は別紙のとおり令和7年度(2025年度)から令和26年度(2044年度)までの期間としています。今後、ビジョンや基本計画を実現していく中でも、特に力をいれて進めていく投資事業と、給水収益や起債など財源確保の方針について記載しています。

5-1-1 収支計画のうち投資について

5-1-1-1 水道の施設整備等の推進

施設の老朽化を踏まえた水道施設の再構築や災害対策として、医療施設や福祉施設等の重要給水施設への配水管の耐震化を推進するほか、経年管対策として、高級铸铁管(CIP)、硬質ポリ塩化ビニル管(VP)の布設替え工事等を実施します。

5-1-1-2 DXの推進

維持点検業務におけるドローンの活用のほか人工衛星画像による漏水解析やAIによる管路劣化診断などの新たな技術を活用した漏水調査方法について調査研究を行い、特に玉山地域などの有収率が低い地域を対象に重点的な漏水防止対策を講じます。

5-1-1-3 中屋敷ポンプ場建設

令和5年(2023年)2月28日に浄水処理を停止した中屋敷浄水場をポンプ場としてリニューアルし、耐震性を向上させるとともに、近年頻発する豪雨災害に対する浸水対策を強化することにより、災害に強い施設を構築します。

5-1-1-4 米内浄水場の更新

昭和9年(1934年)の稼働から90年以上経過した米内浄水場を更新します。創設時に建設された各施設の老朽化は進んでおり、耐震性や持続性の面では対策が急務です。

5-1-2 収支計画のうち財源について

5-1-2-1 水道料金について

今後は有収水量の減少による料金収入の減少や大規模更新等への対応などで収益の減少が予想されます。そのため、収益の安定化を図るため、経営状況の分析を行い、適正な水道料金について検討を行います。現行の料金体系で試算すると、令和18年度(2036年度)から純損失が発生する見込みであり、料金改定の検討が必要です。

5-1-2-2 企業債について

水道施設は将来にわたって長期間使用するため、施設整備に要する費用の負担は世代間で公平性を保つ必要があります。そのため、企業債を借り入れることで施設整備に要する費用を一時的に調達し、長期にわたって償還していくことで費用負担の平準化を図ります。企業債の借り入れにおいては将来世代に過度な負担をかけることのないように、料金収入とのバランスも考慮していく必要があります。

5-1-2-3 国庫補助金について

今後の大規模更新等への対応として、可能な限り国等からの補助金・交付金を活用します。交付金を活用することで、料金改定率の抑制や起債借入の縮減効果が見込まれます。

5-1-3 収支計画のうち投資以外の経費について

5-1-3-1 組織・人材・定員について

組織内の人員配置の見直しや民間事業者への外部委託を進めることにより業務を効率化し、職員数の削減、人件費の縮減を図ってきました。

今後の事業規模や業務内容を勘案し、市長部局と調整した上で、経営の効率化と事業に応じた適切な職員定数等に努めます。

5-1-3-2 委託費について

施設・管路の老朽化に伴う維持管理に係る委託費の増加や、改築更新事業の増加に伴う設計や工事監理に係る委託費の増加が見込まれます。計画的な老朽化対策や点検、維持管理に必要な業務を見直すことで委託費の増加を抑えるよう検討していきます。また、修繕や機械器具等の更新なども含めた、より包括的な委託について今後検討していきます。

5-2 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

5-2-1 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

5-2-1-1 広域化について

岩手県が平成29年(2017年)1月に設置した「岩手県水道事業広域連携検討会」において、県内を5ブロックに分け各事業者が主体となり検討を行いました。このうち盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町及び矢巾町の6市町で構成する「盛岡広域ブロック検討会」においては、広域連携の可能性の検討等を報告書として取りまとめて、平成31年(2019年)3月に各議会に報告を行いました。また、平成31年(2019年)1月の総務省及び厚生労働省通知における「水道広域化推進プラン」については、岩手県が主体となり取組を進め、令和4年度(2022年度)に各種会議の開催や案に対するパブリックコメント等を実施しながら、「岩手県水道広域化推進プラン」の策定を行いました。今後も岩手県と意見交換を行うとともに、他の事業者との情報共有や、広域化に伴うメリット・デメリットの整理を行いながら、広域化のあり方を研究していきます。

5-2-1-2 民間の資金・ノウハウ等の活用(PPP/PFI等の導入等)について

水道は市民生活に直結する極めて重要なライフラインであり、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給し続けることが水道事業者としての最大の責務であると考えていることから、本市においては、直営による事業推進を基本に、市民に信頼される持続可能な事業運営を目指します。

5-2-1-3 施設・設備の廃止・統合(ダウンサイジング)について

今後、人口減少に伴う水の使用量も減少していくことが予想されるため、水道施設・設備の更新を検討する際には、関係計画の見直しによる周辺の水道施設・設備との統廃合(ダウンサイジング)の検討を行っていきます。

5-2-1-4 施設・設備の合理化(スペックダウン)について

水道管や水道施設・設備の更新の際には、送水量や取水量の過去のデータと水需要予測などから、水道管の太さや水道施設・設備の能力が適正か判断し、小規模化や合理化(スペックダウン)の検討を行っていきます。

5-2-1-5 資金運用

水道事業は、バランスシート上、多額の預金残高を保有していますが、既に用途が決まっている資金が多く、そのまま活用することは難しいところです。

今後、老朽化施設の更新に伴う建設改良費の増大により、損益勘定留保資金の減少が見込まれることから、損益勘定留保資金の状況に応じて、投資有価証券の購入も含めた長期運用の検討を行うほか、流動資産である短期運用商品を中心とした運用についても手法を検討します。

5-2-2 財源についての検討状況等

5-2-2-1 水道料金について

今回の経営戦略策定から4年後の次回経営戦略改定において料金改定に向けた本格検討を行います。現時点のシミュレーションでは、令和11年度(2029年度)から8年度ごとに7億円増額することを仮定していますが、実際の料金改定時には需要予測の見直しや財政シミュレーションを実施し、改定の有無と適正な改定率等を検討します。

5-2-2-2 企業債について

経営戦略では、企業債の借入額は年度ごとの建設改良費から国庫補助金を除いた額の30%を見込んでいます。この割合は、資金確保を必要以上に起債に依存しないよう、原則は内部留保資金を活用しながら、予定期間内の建設に向けて不足する資金分のみ起債借入れを行うことを試算した結果、算定された起債の充当割合(起債比率)です。

これを踏まえて、実際に借り入れる際の起債比率については、料金と併せて財政シミュレーションを実施し、適正な経常収支や補填財源、翌年度繰越現金等を確保するように設定します。

令和7年度から起債借入れ（建設改良費－国庫補助額等の30％）、令和11年度から料金改定8年度ごとに7億円増額

単位：千円

区分			経営戦略 令和7～10年度				経営戦略 令和11～14年度				経営戦略 令和15～18年度				経営戦略 令和19～22年度				経営戦略 令和23～26年度			
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度
収益的収支（税別）	収益的収入	水道料金	6,004,906	5,920,830	5,878,166	5,835,502	6,492,838	6,450,174	6,402,431	6,354,688	6,306,946	6,259,203	6,211,461	6,158,305	6,805,149	6,751,994	6,698,838	6,645,683	6,595,091	6,544,498	6,493,906	6,443,314
		他会計負担金	23,439	28,598	28,532	28,471	28,425	28,389	28,385	28,385	28,385	28,385	28,385	28,385	28,385	28,385	28,385	28,385	28,385	28,385	28,385	28,385
		長期前受金戻入	723,788	760,108	781,425	786,241	802,962	795,466	805,688	804,871	803,580	798,140	788,904	852,503	754,076	744,073	730,449	720,373	710,064	702,037	693,808	691,076
		その他の収入	381,882	354,587	353,474	350,592	354,572	350,820	344,507	343,481	336,287	333,416	329,782	332,966	328,161	321,278	320,573	319,655	317,732	313,401	318,468	315,133
		合計	7,134,015	7,064,123	7,041,597	7,000,806	7,678,797	7,624,849	7,581,011	7,531,425	7,475,198	7,419,144	7,358,532	7,372,159	7,915,771	7,845,730	7,778,245	7,714,096	7,651,272	7,588,321	7,534,567	7,477,908
	収益的支出	維持管理費	3,393,261	3,343,976	3,161,460	3,245,056	3,256,825	3,344,053	3,288,518	3,177,504	3,328,333	3,198,339	3,252,176	3,226,086	3,311,596	3,253,727	3,277,133	3,162,702	3,249,388	3,239,567	3,259,851	3,294,428
		減価償却費	2,412,942	2,546,289	2,643,433	2,710,070	2,776,047	2,948,743	3,005,475	3,042,894	3,042,306	3,075,255	3,086,769	3,091,271	3,368,105	3,343,902	3,321,290	3,326,762	3,303,254	3,287,542	3,287,719	3,539,828
		支払利息及び企業債取扱諸費	43,858	62,972	85,673	109,288	134,945	155,359	173,095	185,820	209,859	235,698	256,011	276,138	295,887	310,909	318,454	324,579	328,314	332,704	339,945	395,670
		その他の支出	195,016	66,501	62,271	62,271	174,898	62,271	62,271	62,271	62,271	62,271	62,271	444,573	62,271	62,271	62,271	62,271	62,271	62,271	64,236	62,271
		合計	6,045,077	6,019,738	5,952,837	6,126,685	6,342,715	6,510,426	6,529,359	6,468,489	6,642,769	6,571,563	6,657,227	7,038,068	7,037,859	6,970,809	6,979,148	6,876,314	6,943,227	6,922,084	6,951,751	7,292,197
	当年度純利益（又は純損失）		1,088,938	1,044,385	1,088,760	874,121	1,336,082	1,114,423	1,051,652	1,062,936	832,429	847,581	701,305	334,091	877,912	874,921	799,097	837,782	708,045	666,237	582,816	185,711

※その他の収入は、受託工事収益、下水道使用料取扱事務負担金などである。

※その他の支出は、固定資産除却費などである。

単位：千円

			経営戦略 令和7～10年度				経営戦略 令和11～14年度				経営戦略 令和15～18年度				経営戦略 令和19～22年度				経営戦略 令和23～26年度			
年度			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度
区分																						
資本的収入及び支出（税込み）	資本的収入	企業債	1,621,000	1,488,000	1,458,000	1,508,000	1,205,000	1,038,000	813,000	1,400,000	1,536,000	1,309,000	1,341,000	1,357,000	1,157,000	841,000	828,000	754,000	832,000	1,021,000	3,485,000	1,379,000
		他会計負担金	23,036	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000	44,000
		国庫補助金	658,393	893,378	245,833	333,333	690,000	640,000	380,000	353,333	260,000	260,000	233,333	335,000	260,000	233,333	233,333	233,333	333,333	333,333	333,333	233,333
		その他の収入	726,024	1,116,491	1,125,809	1,124,414	1,127,979	1,267,460	1,099,479	1,090,865	1,074,465	1,392,965	1,256,464	1,049,473	349,464	356,464	354,464	354,464	1,054,464	354,464	354,464	354,464
		合計	3,028,453	3,541,869	2,873,642	3,009,747	3,066,979	2,989,460	2,336,479	2,888,198	2,914,465	3,005,965	2,874,797	2,785,473	1,810,464	1,474,797	1,459,797	1,385,797	2,263,797	1,752,797	4,216,797	2,010,797
	資本的支出	建設改良費	5,064,925	6,058,396	6,028,360	6,276,056	5,627,610	4,463,725	3,288,445	5,902,216	6,251,331	5,795,912	5,759,015	5,705,368	4,265,709	3,191,048	3,146,869	2,900,255	3,957,789	3,889,995	12,101,775	4,982,913
		（配給水施設費）	2,823,878	2,783,560	2,540,896	2,433,709	2,446,621	2,503,553	2,648,996	2,524,328	2,476,646	2,429,028	2,393,096	2,390,234	2,374,796	2,370,453	2,383,396	2,366,528	2,355,421	2,355,553	2,371,696	2,382,328
		（浄配水場施設整備費）	2,205,285	3,212,424	3,410,062	3,790,898	3,148,162	1,906,995	608,495	3,249,495	3,592,995	3,329,495	3,338,995	3,283,995	1,855,395	751,995	682,995	513,995	1,361,995	1,411,495	7,996,495	887,495
		（その他施設費）	35,762	62,412	77,402	51,449	32,827	53,177	30,954	128,393	181,690	37,389	26,924	31,139	35,518	68,600	80,478	19,732	240,373	122,947	1,733,584	1,713,090
		企業債償還金	499,536	373,394	311,789	256,855	217,911	166,653	181,216	196,363	237,664	289,286	332,479	369,467	398,907	455,557	517,657	563,580	607,630	654,344	695,241	727,385
		その他の支出	201,000	701,000	1,000	1,000	1,000	701,000	701,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		合計	5,765,461	7,132,790	6,341,149	6,533,911	5,846,521	5,331,378	4,170,661	6,099,579	6,489,995	6,086,198	6,092,494	6,075,835	4,665,616	3,647,605	3,665,526	3,464,835	4,566,419	4,545,339	12,798,016	5,711,298
	収支不足額		2,737,008	3,590,921	3,467,507	3,524,164	2,779,542	2,341,918	1,834,182	3,211,381	3,575,530	3,080,233	3,217,697	3,290,362	2,855,152	2,172,808	2,205,729	2,079,038	2,302,622	2,792,542	8,581,219	3,700,501
留保資金			5,915,015	3,998,845	3,975,511	3,937,008	4,374,906	5,302,845	6,569,358	8,633,048	9,130,801	9,274,874	9,789,462	10,108,455	10,767,508	11,749,313	13,324,810	14,899,206	16,525,339	17,891,296	19,440,804	14,419,336
翌年度繰越留保資金			3,178,007	407,924	508,004	412,844	1,595,364	2,960,927	4,735,176	5,421,667	5,555,271	6,194,641	6,571,765	6,818,093	7,912,356	9,576,505	11,119,081	12,820,168	14,222,717	15,098,754	10,859,585	10,718,835
企業債残高			3,569,365	4,683,971	5,830,182	7,081,327	8,068,416	8,939,763	9,571,547	10,775,184	12,073,520	13,093,234	14,101,755	15,089,288	15,847,381	16,232,824	16,543,167	16,733,587	16,957,957	17,324,613	20,114,372	20,765,987

※その他の収入は、工事負担金、出資金などである。

※その他の支出は、投資その他の資産などである。